

鳥取県  
人権施策基本方針  
—第4次改訂—

令和4年2月  
鳥 取 県



# 目 次

|     |                       |        |
|-----|-----------------------|--------|
| 第1章 | 基本的な考え方               |        |
|     | 1 基本方針改訂の経緯           | ・・・P1  |
|     | 2 人権をめぐる社会の動き         | ・・・P2  |
|     | 3 人権尊重の基本理念           | ・・・P5  |
| 第2章 | 人権教育・人権啓発の推進          |        |
|     | I 人権教育                | ・・・P7  |
|     | II 人権啓発               | ・・・P10 |
| 第3章 | 差別実態の解消に向けた施策         | ・・・P15 |
| 第4章 | 相談支援体制の充実             | ・・・P16 |
| 第5章 | 人権施策の推進に資する調査         | ・・・P18 |
| 第6章 | 共通して取り組む重要施策          |        |
|     | 1 SDGsにおける人権          | ・・・P20 |
|     | 2 ビジネスと人権             | ・・・P21 |
|     | 3 デジタル社会における人権        | ・・・P24 |
|     | 4 個人情報の保護と人権          | ・・・P27 |
|     | 5 ユニバーサルデザインの推進       | ・・・P28 |
| 第7章 | 分野別施策の推進              |        |
|     | 1 同和問題（部落差別）          | ・・・P31 |
|     | 2 男女共同参画に関する人権        | ・・・P35 |
|     | 3 障がいのある人の人権          | ・・・P39 |
|     | 4 子どもの人権              | ・・・P44 |
|     | 5 高齢者の人権              | ・・・P49 |
|     | 6 外国人の人権              | ・・・P53 |
|     | 7 感染症等病気にかかわる人の人権     | ・・・P56 |
|     | 8 刑を終えて出所した人の人権       | ・・・P60 |
|     | 9 犯罪被害者等の人権           | ・・・P62 |
|     | 10 性的マイノリティの人権        | ・・・P64 |
|     | 11 生活困難者の人権           | ・・・P68 |
|     | 12 様々な人権              |        |
|     | （1）北朝鮮当局によって拉致された被害者等 | ・・・P71 |
|     | （2）災害被害者等の人権          | ・・・P72 |
|     | （3）アイヌの人々             | ・・・P73 |
|     | （4）ひきこもりの状態にある人の人権    | ・・・P73 |
| 第8章 | 人権施策の推進体制             | ・・・P75 |
| 巻末  | 世界人権宣言                | ・・・P77 |
|     | 日本国憲法                 | ・・・P81 |
|     | 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律   | ・・・P85 |
|     | 鳥取県人権尊重の社会づくり条例       | ・・・P87 |
|     | 鳥取県の相談窓口              | ・・・P89 |

## 第1章 基本的な考え方

人権は、歴史的には国家（各種公的権力を含む。）に対する個人の権利として、まず「国家からの自由」と称される自由権（国家からの侵害を受けない個人の自由の領域を保障したものであって、国家の不作为を要求する権利）、加えて「国家による自由」と称される社会権（国民が国家に対して一定の積極的作為を要求する権利）の内容を持つものと理解されてきました。

そして、現在では、広く個人が社会や集団の中で尊重され、個々の生活や人間関係を維持発展するために必要な権利としても理解されています。

日本国憲法においても、「包括的基本権」、「法の下での平等」といった総則的規定の下、精神的自由権、経済的自由権、人身の自由などの「自由権」、生存権、教育を受ける権利、労働権などの「社会権」が基本的人権として定められています。さらに以上の分類に含まれないものとして、「受益権」（国務請求権）、「参政権」が定められています。

このように、日本国憲法では豊富な人権規定がおかれていますが、戦後の急激な社会・経済の変動によって憲法制定時には想定できなかった問題が発生し、また人権意識の高まりによって「新しい人権」が主張されるようになりました。例えば、健康で安全、快適な環境で生活することを求める権利としての「環境権」や、私的生活の平穩を確保し、自己に関する情報を自らコントロールする権利としての「プライバシーの権利」、他者の干渉・介入を受けずに個人の人格にかかわる事項を自分自身で決定できる「自己決定権」などがこれにあたります。

この基本方針は、これらの「新しい人権」も視野に入れた「人権」を対象とします。

### 1 基本方針改訂の経緯

本県では、平成8（1996）年7月に全国に先駆けて制定した「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」においてお互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない人権尊重の社会づくりに取り組むことを明らかにし、平成9（1997）年4月に策定したこの鳥取県人権施策基本方針（以下、「基本方針」という。）で施策の基本的な方向を示すとともに、具体的な事業を展開し、「人権先進県づくり」に取り組んできました。

そして、社会情勢の変化等を踏まえ、平成16（2004）年、平成22（2010）年、平成28（2016）年とこれまでに3度の基本方針の改訂を行い、人権が尊重される社会の実現に向けて様々な取組を総合的に進めてきました。

令和2（2020）年5月に実施した「鳥取県人権意識調査」結果によると、インターネット、ハンセン病、障がい者などの人権問題の認識は比較的高く、性的マイノリティに関しても理解が進んできたことが明らかになりました。しかし、一方で女性や子ども、高齢者、外国人の人権についての認識が不足しており、より一層の対応が求められる分野も明らかになりました。

こうした中、令和2（2020）年、新型コロナウイルス感染拡大という歴史的な危機に見舞われ、不当な差別、偏見、いじめ等様々な人権問題が発生しインターネット等への書き込み等も多数見られました。

令和2（2020）年8月に施行した「鳥取県新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例」（時限条例）に新型コロナウイルス感染症に関することを理由にした差別を禁止する人権条項を設けました。

さらに、新型コロナウイルス感染症に限らず全ての人権問題にかかる差別や誹謗中傷等を防止する取組を一層促進するため、令和3（2021）年4月、「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」を改正、施行しました。改正後の条例では、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の病気、職業、被差別部落の出身であることその他の事由を理由とする差別行為（インターネットを通じて行う行為を含む）を禁止しています。

この度、このような状況を踏まえ鳥取県人権尊重の社会づくり協議会やパブリックコメント（※）等、多くの県民の皆さんの御意見を反映して第4次改訂を行いました。

※公的な機関が法令等を制定しようとするときに、広く公に（=パブリック）、意見・情報・改善案など（=コメント）を求める手続。

## 2 人権をめぐる社会の動き

### （1）国際的な動向

- ・昭和23（1948）年、第3回国際連合（以下「国連」という。）総会において「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として「世界人権宣言」が採択されました。
- ・その第1条では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」と宣言しています。
- ・この世界人権宣言の精神を実効性のあるものとするため、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「国際人権規約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」、「障害者の権利に関する条約」など、多くの条約や規約等が採択されました。
- ・特に、昭和41（1966）年につくられた「国際人権規約」は「経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）」「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）」からなり世界人権宣言と合わせた「国際人権憲章」としてビジネスに関しても「国際的に認められた人権」として援用されています。
- ・人権教育・啓発については、平成6（1994）年の第49回国連総会で、平成7（1995）年から平成16（2004）年までの10年間の「人権教育のための国連10年」とする決議が採択され、世界各国において「人権教育」を積極的に推進するよう行動計画が示されました。
- ・さらに、平成17（2005）年からは「人権教育のための世界計画」がスタートし、5年ごとに「段階（フェーズ）」を区切り、重点領域を据えて進められてきました。
- ・令和元年（2020）年からの第4段階では重点対象を若者とし、特に平等、人権と非差別、包摂的で平和な社会のための包摂と多様性の尊重に力点が置かれています。
- ・平成23（2011）年、第17回国連人権理事会において、企業と人権に関する国際的枠組みとなる「ビジネスと人権に関する指導原則」が全会一致で支持されました。
- ・平成27（2015）年に国際サミットにおいて全会一致でSDGsが採択されました。SDGsは「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現すべく、17のゴールと169のターゲットを定めています。SDGsに掲げられた目標は貧困や保健、気候変動等多岐に渡っており、中でも人権分野はSDGsのゴールの多くに関連しています。

## (2) 国内の動向

- ・昭和21（1946）年に日本国憲法が公布され、基本的人権の尊重を具現化するため、世界的な動向も踏まえながら、人権に関する各種法制度の整備など、多くの取組が進められてきました。
- ・また、「国際人権規約」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」、「障害者の権利に関する条約」などを批准し、国際的人権擁護の潮流に沿う方向で人権施策の充実及び普及が図られてきました。
- ・昭和40（1965）年、同和対策審議会は「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」とし、「未解決に放置することは断じて許されないことであり、早急な解決こそ国の責務であり、国民的課題である」とする答申を行いました。その答申に基づき、昭和44（1969）年には「同和対策事業特別措置法」が制定され、以後名称を変えながら平成14（2002）年まで33年間にわたり、同和問題を解決するための施策が進められてきました。
- ・このような同和問題の解決に向けた取組に続いて、「男女共同参画社会基本法」、「障害者基本法」、「児童虐待の防止等に関する法律」、「高齢社会対策基本法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」などの法律が整備され、様々な人権に関する施策が進められてきました。
- ・平成8（1996）年5月に国の地域改善対策協議会が、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」と題した意見具申を行いました。この中では、21世紀を「人権の世紀」と位置付け、「今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発として発展的に（教育及び啓発を）再構築すべきと考えられる。」と提言されています。
- ・人権教育・啓発については、「人権教育のための国連10年」の決議を受け、平成9（1997）年、「人権教育のための国連10年国内行動計画」が策定されました。
- ・この計画では、「人権という普遍的文化」の構築を目指し、学校、社会、企業等あらゆる場を通じて人権教育を展開すること、そして、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人などの重要課題への対応が示されました。
- ・人権擁護施策の推進については「人権擁護施策推進法」が平成9（1997）年3月から5年間の時限立法として施行されました。
- ・その後、平成12（2000）年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」が施行され、平成14（2002）年3月には、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。
- ・この基本計画に基づき調査研究会議を設置し、平成16（2004）年に「人権教育の指導方法等の在り方」、平成18年に「指導方法等の工夫改善策などの理論的指針」、平成20（2008）年に「具体的な実践事例等の資料」を取りまとめて公表しました。

- ・さらに、「犯罪被害者等基本法」、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」、「生活困窮者自立支援法」、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」など、人権に関わる法律が施行され、いまだに残る差別を解消するため、平成28（2016）年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、12月に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）」が相次いで施行されました。
- ・令和2（2020）年、国は国連人権理事会で支持された指導原則の着実な履行を目指すため、SDGsで掲げられた「誰一人取り残さない」社会の実現に向けた取組の1つとして「ビジネスと人権に関する行動計画（2020－2025）」を策定しました。この行動計画を通じ、国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進に貢献し、企業の国際的な競争力及び持続可能性の確保・向上を図ることとしました。
- ・令和3（2021）年に金融庁と東京証券取引所は上場企業の行動指針を定めるコーポレートガバナンス・コード（企業統治原則）を改定し、人権問題については「積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべき」としました。
- ・令和2（2020）年、新型コロナウイルス感染拡大という歴史的な危機に見舞われ、不当な差別、偏見、いじめ等様々な人権問題が発生しました。
- ・令和3（2021）年「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が改正され、新型コロナウイルス感染症等による偏見・差別の防止について国や地方公共団体の責務規定が新たに設けられました。

### （3）県内の動向

- ・昭和44（1969）年の「同和対策事業特別措置法」の制定を契機として、県、市町村、関係団体などが連携しつつ同和問題解決のための様々な取組を積極的に進めてきました。
- ・そのような状況の中で、県内のすべての市町村において、平成5（1993）年から平成7（1995）年の間に部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃等に関する条例が制定されました。
- ・また、各都道府県にもこのような差別撤廃等の条例制定の動きが起きる中、平成8（1996）年に本県は、「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」を全国に先駆けて制定しました。
- ・平成9（1997）年11月に「鳥取県人権文化センター」（現在は公益社団法人）が、県内の人権に関する啓発・相談・研究等を行う中核機関として設立されました。
- ・平成14（2002）年4月には、県民が生涯を通じて人権について学習し、人権尊重の理念に関する理解を深めていくことを支援する人権学習、人権啓発の拠点施設として、「鳥取県立人権ひろば21（ふらっと）」を設置しました。
- ・人権教育・啓発については、平成11（1999）年2月に「人権教育のための国連10年 鳥取県行動計画－これからの人権教育・啓発－」を策定し、県が実施する学校、家庭、地域、職

場などの各場面における生涯を通じた人権教育・啓発のあり方について、具体的、長期的な方向を示しました。

- その後、平成16（2004）年に「人権教育のための国連10年」が終期を迎え、「鳥取県人権施策基本方針第1次改訂」に基づいて、「鳥取県人権教育基本方針」を策定（平成16（2004）年11月）し同和教育で培われてきた原則を基底に位置付けながら、包括的に各種の施策とあわせて人権教育・啓発を推進してきました。
- 平成17（2005）年10月に人権侵害の救済を図ることを目的とした「鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例」（以下「人権救済条例」という。）が議員提案で成立しましたが、「人権侵害の定義が不十分」等多くの意見が寄せられたことを踏まえ、条例を抜本的に見直すこととし、平成18（2006）年2月定例県議会で条例の施行停止を提案し、可決されました。
- その後、人権救済条例の代替策として、相談による支援を充実して問題の解決を図る「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」を鳥取県人権尊重の社会づくり条例で根拠づける条例改正と人権救済条例の廃止を提案し、可決されました。
- 新型コロナウイルス感染症の克服に向け令和2（2020）年8月に施行した「鳥取県新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例」（時限条例）に新型コロナウイルス感染症に関することを理由にした差別を禁止する人権条項を設けました。
- その後、令和3（2021）年4月に、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の病気、職業、被差別部落の出身であることその他の事由を理由とする差別行為（インターネットを通じて行う行為を含む）を禁止する「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」を改正、施行し、人権が尊重される社会づくりを一層促進することとしました。

### 3 人権尊重の基本理念

こうした社会情勢等を踏まえ、日本国憲法の精神のもとに「お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会」の実現をめざし、以下の人権尊重の基本理念を掲げ、様々な施策を総合的に展開していきます。

#### （1）一人ひとりが自己決定権に基づいて個性と能力を発揮（自己実現）する公平な機会が保障された社会の構築

人間は一人ひとりそれぞれ異なった可能性を持っています。自分の人生を自ら決定して生きるという自己決定権に基づいて、各自が誇りを持って生きることができ、自己実現が保障される社会の構築をめざします。

#### （2）人権侵害、差別をもたらす社会的要因の解消と一人ひとりの人権意識の高揚

鳥取県人権意識調査（令和2年5月）によると、人権侵害、差別意識などは未だ解消されていないことがうかがえます。

人の心理面における差別（いわゆる差別意識）、その差別意識に基づく差別発言や差別的取扱い等の差別行為、そして差別の結果として生じている差別実態等は、過去の差別的な制度、取扱いが積み重ねられた結果との認識を持ち、県民の理解を深め、それらを解消するための施策を積極的に進めていきます。



また、各人が自己的人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うことができるよう、施策を推進します。

**(3) すべての人の尊厳と社会参加が保障され、等しく社会の一員として尊重される社会の実現**

県では、SDGsの理念「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」を踏まえ、グローバル化やデジタル化の進展に伴う新たな人権課題を解決し、誰もが地域社会の一員として支え合う中で安心して暮らし、一人ひとりが尊重される社会の実現を目指します。

## **4 基本方針の位置付け**

この基本方針は、「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」第6条に基づき策定する人権施策の基本となるべき方針であり、県や市町村、関係団体、NPO等民間団体、企業等が連携、協働して、人権意識の高揚や人権尊重の取組を進めていくための県の人権施策の中・長期的な方向性を示すものです。

また、今後の本県の目指すべき姿と実現への取組方針をまとめた「鳥取県の将来ビジョン」をはじめ、県の策定した各種計画に基づく施策は、この基本方針との整合性に留意しつつ推進していくとともに、新たな計画の策定及び各種計画の改訂の際には、人権尊重の視点を一層盛り込むことにより、人権施策を総合的に推進していくこととします。

なお、この基本方針はおおむね5年後の令和8（2026）年を目途に見直しを行います。

## 第2章 人権教育・人権啓発の推進

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」（第2条）と規定されています。

また、人権教育は、人権が尊重される社会の実現をめざして、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」（第3条）にすることを旨としています。

「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」に基づき、一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見のない社会の実現をめざすためには、全ての県民が、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、人権を単に知識として学ぶだけでなく、人権感覚を育み、主体的な実践行動につなげることが大切です。そのために、学校、家庭、地域、職場など、あらゆる場を通じて人権教育・人権啓発を推進しています。

さらに、同条例を改正し、全ての差別行為を禁止し、差別行為を防止するため人権教育・人権啓発を推進していきます。

また、様々な人権問題について、生涯にわたって継続した学習ができるよう、個々の理解度・到達度に応じて、学校、家庭、地域、職場など、あらゆる場において主体的に参加できる学習の機会を充実するとともに、人権尊重の意識と実践力を養う学習活動を推進します。

### I 人権教育

本県では、鳥取県人権尊重の社会づくり条例の趣旨に則り、地域の実情等を踏まえつつ、全ての県民が、学校教育と社会教育を通じて、自他の人権を大切にすることに対する正しい理解を深め、これを体得し、真に人権が尊重される社会が実現するよう人権教育を総合的・計画的に推進します。

#### 1 学校教育

##### 【現状と課題】

- 学校教育においては、児童生徒の発達段階を踏まえながら、各教科や教科外活動等の特質を踏まえつつ、それぞれのねらいを達成することをおして、育てたい資質・能力を拠り所とした一人ひとりを大切に人権教育の推進に取り組んでいるところです。
- 平成27（2015）年6月に公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことにより、より一層子どもたちが「権利」と「責任」を持つ主体として、人権が尊重される社会づくりの担い手としての意識を自覚するとともに、課題を多面的・多角的に考え、自分なりの考えを構築していく力を育むこと等が重要となっています。
- 令和2（2020）年に国内で新型コロナウイルス感染症が発生し拡大していく状況を踏まえ、学校においても感染者やその家族等への差別や偏見などを防止する取組を進めてきました。
- 社会情勢の急激な変化による人々の価値観や生活様式の多様化、人間関係の希薄化、厳しい家庭環

境や新型コロナウイルス感染症に伴う生活環境の変化などの要因が複雑に絡み合い、いじめや暴力行為などの問題行動、差別的言動やインターネット上における不適切な書き込みなどが出現するなど、子どもたちに人権尊重の理念についての正しい理解や、これを実践する態度が十分定着していない面がみられます。

- GIGAスクール構想(※)により、児童生徒向け1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークの整備が進み、必要な情報を検索したり、情報を再利用したりできるなど、ICTの活用が個々の実態に応じて可能となる一方、情報セキュリティ上でのアカウントやパスワードの重要性、学校や家庭での使い方のルールなど、情報モラル教育についても適切に行なっていく必要があります。

※児童生徒向けの一人一台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で実現させる構想のこと(GIGAとはGlobal and Innovation Gateway for Allの略)

- 学校における人権教育については、学習が知的理解にとどまり、児童生徒に人権感覚が十分身につけていない面が見受けられます。また、近年顕在化した人権問題も含めた個別的な人権問題について、教職員の正しい知識と理解が必ずしも十分とは言えない状況にあることから、教職員の人権意識の高揚を図り、指導内容や方法を工夫していくことが必要です。
- 人権尊重の精神に立った学校づくりのためには、人権教育は学校の特定の教科等に限定されるものではないことを十分に認識し、教科等指導、生徒指導、学級経営など、教育活動全体を通じて推進することが必要です。
- 鳥取県人権意識調査(令和2年5月)によると、人権問題を学校の授業で扱うことの効果は認められているものの、その後の社会生活の中で、偏見(差別行動を正当化する意識)を意識的あるいは無意識的に学習してしまう可能性も指摘されています。学校と社会の接続を意識した授業等を通じて、児童生徒が人権問題について主体的に学び続ける力を育てる必要があります。

## 【施策の基本的方向】

### (1) 教育活動全体を通じた人権教育の推進

学校においては、児童生徒や学校の実態等に応じて、人権の意義・内容や重要性について理解し、自他の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下で具体的な態度や行動に現れるように、人権教育の推進体制を確立し、教育活動全体を通じて人権教育を組織的・計画的に推進します。

### (2) 指導内容・方法の工夫・改善

人権についての知識や人権感覚は、児童生徒が自ら主体的に学習活動に参加し、協力的に活動し、体験することを通して身に付くものです。

このため、児童生徒一人ひとりが、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、自分自身の心と頭脳と体を使って、主体的、実践的に学習に取り組むことができるよう、指導内容・指導方法の工夫改善に努めます。

また、人権教育を効果的に推進するため、児童生徒の自己評価や学校関係者等による外部評価の充実を図るなど、多角的な視点から人権教育の推進体制や実践内容などを評価し、常に見直していきます。

### (3) 教職員に対する研修等の充実

学校における人権教育を進めていく上では、教職員が人権尊重の理念について十分理解し、一人ひとりの人権が尊重されているかを判断できる確かな人権感覚を身につけるために、常に自己研鑽を積むことが求められます。

このため、人権尊重の理念や様々な人権問題についての知識・理解を深める研修や指導内容・指導方法などに関する研修の充実、人権教育に関する情報発信・普及などを通じて教職員の人権意識と指導力の向上に努めます。

## 2 社会教育

### 【現状と課題】

- 地域社会は、人と人との日常の交流を通して、善悪を判断し、お互いの人権を尊重する意識や相手を尊重する心を育む学習の場です。また、家庭は、家族間でのふれあいを通して、他者への思いやりや生命の尊重、人間の尊厳など、人権に関する基本的な学習の場として、さらに、人格を形成する場として、重要な役割を担っています。
- 社会情勢の急激な変化による人々の価値観や生活様式の多様化、人間関係の希薄化、厳しい家庭環境や新型コロナウイルス感染症に伴う生活環境の変化などの要因が複雑に絡み合い、子どもや高齢者、配偶者や障がいのある人などに対する人権侵害やインターネット上における不適切な書き込みなどが出現するなど、様々な人権問題が依然として解決されていません。
- 鳥取県人権意識調査（令和2年5月）によると、過去5年間に人権に関する講演会や研修会、地域の学習会等に参加したことがないと回答した人が51.8%でした。研修会等への参加の有無や参加回数は、人権への関心度が影響していると考えられるため、人権への関心を高めたり、参加のきっかけをつくったりすることが重要です。
- 社会教育においては、公民館などの社会教育施設における人権に関する学習機会の提供や、小地域懇談会等、地域住民が交流する活動を通じて、人権が尊重される社会の実現に向けて取り組んできました。今後も家庭や地域の人々が人権尊重の理念について、さらに理解と認識を深めるとともに、新たな社会情勢なども踏まえ、学習機会の一層の広がりを図るため、参加型学習など、学習者が主体的に参加できる学習スタイルを事業等に取り入れながら、学習内容や学習方法を工夫・改善していくことが必要です。
- 家庭や地域、職場等で人権教育を推進していくため、学習者の年代や理解度、到達度などに応じた教育を効果的に推進するために参加型学習や多様な体験活動、交流活動等を実践できる推進者を育成していくことが必要です。

### 【施策の基本的方向】

#### （1）家庭における人権教育の推進

家庭においては、子どもに生命の大切さや人権を守ることを家族が教えるなど、豊かな心や人権を尊重する態度を身に付けさせることが大切です。そのため、地域、PTAをはじめとする社会教育関係団体等との連携を図りながら、家庭で話し合ったり、学び合ったりできる体験活動など、家族で人権問題を学ぶ機会の提供に努めます。また、家庭教育上の諸問題に関する相談体制など、支援体制の整備・充実を図ります。

## (2) 地域における人権教育の推進

お互いの人権を尊重し合う共生社会を実現するため、学習機会の提供や交流を促進する事業の推進など、市町村と連携し人権に関する地域社会の教育力の向上に努め、それぞれの世代が生涯を通じて学習できる人権教育の充実を図ります。

## (3) 学習内容・方法の工夫・改善

協力的な人間関係づくり、異なる立場・意見を有する人々と合意を形成し、問題解決を方向付け、共に行動することを促す参加型学習を積極的に取り入れます。

また、学習内容においては、普遍的な視点からの権利を基礎に据えた取組と、個別的な視点からの具体的な問題を基礎に据えた取組を効果的に組み合わせることで、人権についての理解を深めるとともに、人権をものさしとして家庭や地域における生活の中にある具体的な問題の発見や解決につながる学習となるように、PTA研修や小地域懇談会等の学習内容の工夫・改善に努めます。

## (4) 推進者の育成

学習の参加者が意見交換や協働作業に活発に取り組み、参加者と共に学び、共に問題解決を志向したりする姿勢を身に付けた推進者を育成していくため、研修会や養成講座等の学習機会の一層の充実と情報の発信に努めます。

# II 人権啓発

## 1 県民に対する啓発

### 【現状と課題】

- 県においては、人権意識の啓発を、県政だより、啓発冊子、ポスターの他、テレビ、ラジオ、新聞などのマスメディアを活用した広報、講演会やシンポジウムの開催、NPO等民間団体への人権啓発活動の支援、体験研修の実施など、様々な手法を活用して進めています。
- 県民が人権を身近なものと感じることができるよう、演劇や演奏、映画など気軽に参加しやすい啓発を行うとともに、参加者が啓発活動の受け手として受動的な意識に止まることなく、自ら考え、行動する自発的、能動的態度に繋がるよう、ワークショップ等を取り入れた研修を行うなど、啓発手法の創意工夫に努めながら人権啓発を展開してきました。
- しかし、令和2（2020）年に実施した鳥取県人権意識調査では、過去5年間に人権に関する講演会や研修会等に「参加したことがない」と答えた人は過半数に達しています。理由としては、「講演会や研修会等が行われていることを知らなかった」や「忙しくて都合がつかなかった」ことが挙げられています。
- 同調査では、講演会等に参加したことがある人と参加したことがない人の比較から、講演会等への参加によって人権感覚や認識、人権意識（問題状況を変えようとする意欲や態度、自他の人権感覚を守るような実践行動）が高くなることや人権問題を理解するのに役立つものとして、新聞、テレビ・ラジオ、インターネットより、冊子・パンフレットや広報誌を上げる割合が高いことが確認されました。
- こうした傾向から、人権問題を正しく理解するためには、啓発物を活用したり講演会や研修会に参加することが重要です。

- 令和3（2021）年4月に鳥取県人権尊重の社会づくり条例の一部改正を行い、差別のない社会づくりを推進していくため、「県は差別行為を防止するために人権に関する正しい知識の普及による偏見の解消をはじめ、必要な人権教育及び人権啓発を積極的に行うこと」を規定しました。
- これに基づいて、県では、人権に関する啓発活動を一層強化するとともに、正しい知識に係る情報の県民への周知について、より効果的に行う必要があります。
- そして、県民一人ひとりが自身の課題として人権についての理解を深め、行動に結びつけていくことが必要です。

## 【施策の基本的方向】

### （１）効果的な啓発・情報提供

県民一人ひとりが自分自身の問題として人権問題を考えることができるよう、人権に係る研修・講習会等の効果的な情報発信を行うとともに、基本的な知識の習得、家庭、地域、学校、職場等における日常生活の身近な問題をテーマとするなど、効果的な啓発に努めます。

また、人権意識を高めるため、テレビや新聞などのマスメディアや県政だより、インターネットなどの多様な媒体を活用した啓発活動を行い、情報提供に努めます。

### （２）効果的な啓発手法

（公社）鳥取県人権文化センター等と協力し、人権感覚を体得し人権意識を高める観点から、県民が主体的・能動的に参加できるよう、また差別に直面した時にしかるべき行動を起こすことができるよう「参加型学習」などの手法を取り入れた啓発を積極的に検討・推進します。

また、より多くの県民が啓発活動に触れることができるよう、インターネットやマスメディアなど多様な媒体を活用した手法を用いるとともに、積極的な情報提供に努めます。

## 2 企業への啓発

### 【現状と課題】

- 企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility、略称CSR）という考え方が広まる中、人権への配慮がますます重要となってきました。
- 平成23（2011）年、第17回国連人権理事会において全会一致で支持された「ビジネスと人権」に関する指導原則では、企業は人権を尊重する責務を果たすため、①人権方針の策定、②人権デュー・ディリジェンス（※）の実施、③救済メカニズムの構築を企業方針と手続きとして持つべきとされています。

※企業が人権への影響を特定し、予防し、軽減し、どのように対処するのかを説明するため、人権への悪影響の評価、調査結果への対処、対応の追跡調査、対処方法に関する情報発信の実施等を行うこと

- 欧米では、企業が人権問題にどう向き合うかが問われており、調達先を含む強制労働や児童労働に対する消費者や投資家の関心の高まり、法整備などルール作りが進んでおり、新疆ウイグル自治区における強制労働等人権侵害について、関係の深い日本企業も対応を迫られています。
- 令和2（2020）年、国はSDGsで掲げられた「誰一人取り残さない」社会の実現に向けた取組の1つとして「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020－2025）を策定し、人権を尊重した行動をとるよう企業に求めています。

- また令和元（2019）年の「労働施策総合推進法」の改正により、パワーハラスメント（パワハ

ラ)に対する防止措置が事業主の義務となるなど、職場におけるハラスメント対策が強化されました。(中小企業への義務化は令和4年4月から)

○令和3(2021)年、「障害者差別解消法」が一部改正され、民間事業主による合理的配慮の提供が努力義務から義務へと改められました。改正後の法の運用が適切に行われるよう、地域協議会の開催や民間事業者等への制度の周知・啓発などの各種取組に努めています。

○本県の取組として、従業員10人以上の企業等に対し、公正採用選考人権啓発推進員の設置を要請しており、企業等ではその推進員が中心となって、同和問題をはじめとする人権課題に対する啓発や研修の実施などの取組が進められています。

また、企業等で構成する「人権啓発企業連絡会」等は、人権問題解決に向けた会員企業等に対する研修や啓発資料の配布などを実施しています。

○鳥取県人権意識調査(令和2年5月)によると、過去5年間に差別や人権侵害を受けたと答えた人がある人は15.8%で、その内職場での嫌がらせやいじめを受けたことがあると答えた人は47.1%と、依然として企業等においてハラスメントなどの人権侵害が発生しているとみられるのが現状です。

○企業活動は社会に大きな影響を及ぼすことから、企業においても差別のない一人ひとりの人権が尊重される職場づくりに取り組むことが求められており、このためには、まず事業主等が先頭に立って、幹部や従業員に対する人権教育・人権啓発を積極的に進めていくことが必要です。

○宅地建物取引の場で、障がいがあることなどを理由に入居を断られる入居差別や同和地区内の物件かどうか問い合わせたり、情報を提供したりする土地差別等が生じており、県では「宅地建物取引上の人権問題に関する鳥取県行動指針」を策定し、この解決に向けた取組を推進しています。

## 【施策の基本的方向】

### (1) 事業主等への人権啓発

企業には、その社会的責任として、国籍、性別、性自認、障がい、感染症等の病気、それぞれの従業員の属性や介護などの状況の多様性を尊重し、個性や能力を活かしながらともに働くことができる職場づくりが強く求められています。企業において、このような多様性が尊重され、誰もが安心して働くことができる人権が尊重される職場づくりが進むよう、事業主及び幹部に対する啓発をより一層強化し、人権意識の高揚を図ります。

また、「ビジネスと人権」に関する情報提供等により、企業の「人権デュー・ディリジェンス」の取組の促進を図ります。

企業において多様な属性や状況に対する差別の解消や社会的障壁の除去が進むよう、「職業安定法」、「障害者差別解消法」、「障害者雇用促進法」、「女性活躍推進法」、「労働施策総合推進法」、「男女雇用機会均等法」等の関連法の周知を図るとともに、国、県、市町村、(公社)鳥取県人権文化センター等の各機関が連携を図りながら、企業等の人権尊重の取組を推進します。

宅地建物取引業者の人権意識の高揚を図るため、関係機関、業界団体と連携・協力し、県及び業界団体が実施する研修会、講演会等あらゆる機会を通じて啓発を行います。

## (2) 公正採用選考に関する取組

人権に関する意識の向上を図り、また就職の機会均等等を図るため、企業や鳥取労働局と連携・協力して公正採用選考人権啓発推進員の設置を県内企業に働きかけ、事業所内での人権教育・啓発に取り組む体制づくりを推進しています。

## 3 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発

### 【現状と課題】

- 人権が尊重される社会を実現するためには、あらゆる人を対象とした啓発を行い、人権意識を高めていくことが重要ですが、特に、人権に関わりが深く、より高い人権意識を持って職務に従事することが求められる公務員や医療・保健関係者等に対する人権教育・啓発の推進が必要です。

### 【施策の基本的方向】

#### ア 医療・保健関係職員

医療保健関係職員の業務遂行にあたっては、インフォームド・コンセント(※)の徹底やプライバシーへの配慮、個人情報の保護など、人権意識に基づいた行動が必要であることから、患者の立場に立ったサービスを提供できるよう、人権に関する研修の充実を図ります。

※「インフォームド・コンセント」とは、患者や家族が病気や治療方法などを医師から十分な説明を受け、正しく理解し納得したうえで、信頼関係に基づき医療が提供されることをいう。

#### イ 福祉関係職員

福祉関係職員の業務遂行にあたっては、個人のプライバシーへの十分な配慮や人権尊重の意識に基づいた行動が必要であり、権利行使の支援や、虐待の防止及び虐待への適切な対応等、子ども・高齢者・障がいのある人・生活困窮者等の立場に立ったサービスを提供できるよう、人権に関する研修の充実を図ります。

#### ウ 教職員

教職員の言動は、将来を担う児童生徒の心身の発達や人間形成に大きな影響を及ぼします。従って、教職員は、児童生徒の人権が尊重されているかを判断できる確かな人権感覚を身につけるために研鑽を積むことが求められます。

このため、教職員のキャリアに応じた研修、授業研究会等の機会を整備し、教職員の主体的な取組を引き出せるよう参加型学習を積極的に取り入れるなど、内容を充実させ、教職員に必要な資質・能力の育成に努めます。

#### エ 行政職員

行政職員の業務は多岐の分野にわたり、住民と深い関わりをもっています。

行政に携わるすべての職員が人権について正しく理解し、人権の尊重が行政の根幹であることを自覚して職務を遂行することが必要です。

このため、新規採用職員や新任管理・監督者等を対象とした研修や職務内容に応じた研修の充実を努めます。

また、地域社会の一員として人権教育・啓発の推進に積極的な役割を担うことを目的に、市町村・民間団体等の行う講演会や研修会等への参加を促します。

さらに、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供義務を定めた「障害者差別解消法」に基づいて制定した鳥取県職員行動規範を遵守するなど、行政職員とし



て適切な対応に努めます。

#### オ 警察職員

警察職員の業務は、個人の生命・身体や財産を保護し、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持にあたるなど多岐の分野にわたり、住民に深いかかわりを持っていることから、人権について正しく理解し、人権を尊重して職務を遂行することが必要です。

このため、あらゆる人の人権に配慮した職務を遂行できるよう、研修の充実に努めます。

#### カ 消防職員

消防職員の業務は、救急業務、救助活動など住民の生命と財産を守る重要な役割を担っており、県民の日常生活に密接に関わることから、消防職員は人権を尊重した活動が求められます。

このため、消防学校、各所属（消防局、署）において、人権に対する正しい理解と認識を深めるための研修の充実に努めます。

## 第3章 差別実態の解消に向けた施策

### 【現状と課題】

- 鳥取県人権意識調査（令和2年5月）では、「過去5年間で、差別や人権侵害を受けたと思ったことがあるか」について、「よくある」「たまにある」と回答した割合は15.8%（前回調査16.8%）で、「職場（学校）での嫌がらせやいじめ」、「差別待遇（不平等・不利益な取扱い）」や「プライバシーの侵害」など、日常生活の中で様々な人権侵害が発生しているとみられます。
- また、「障がいのある人が困難を経験するのは、周りの環境や制度などが障がいのない人（多数派）に合わせてつくられているからだ」と考える人は73%となっています。
- 「部落差別解消法」（平成28（2016）年施行）では、部落差別解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、国との連携をはかりつつ、地域の実情に応じた施策を講じるよう努めることとなっています。
- 本県では、県内で発生した差別事象への対応の検討をより一層進めるため、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会小委員会として「差別事象検討小委員会」を設置し、県内で発生した人権に係る差別事象の正確な実態把握と原因や背景の分析及び対応並びに今後の効果的な啓発、支援等の施策を検討しています。
- また、「障害者差別解消法」（平成28（2016）年施行）を踏まえ「鳥取県障がい者差別解消支援地域協議会」を設置し、関係機関が連携して障がい者差別の解消を図っています。
- このような状況を踏まえて、過去の差別的な制度や差別的な取扱い等の積み重ねられた結果として生じている差別実態を解消していくためには、これらの社会的要因の解消に向けた施策を推進していく必要があります。

### 【施策の基本的方向】

#### 1 差別のない社会づくりの推進

差別を解消するために施行された法律に基づく施策をはじめ、令和3（2021）年4月の鳥取県人権尊重の社会づくり条例の一部改正を踏まえ、いじめや、虐待、DVなどを含むあらゆる差別の解消をめざし、それぞれの関係機関等が連携して支援や再発防止に努めます。

#### 2 差別解消に向けた施策の検討

##### （1）差別事象検討小委員会

市町村等からの報告、インターネットモニタリング、県が設置する人権相談窓口への相談等から県内で発生している差別事象について把握し、差別事象検討小委員会において原因や背景の分析、対応策や今後必要な施策について検討します。

##### （2）障がい者差別解消支援地域協議会

障がい者差別解消支援地域協議会等において、県内で発生した差別事象や解消事例等について共有し、差別解消に向けた必要な取組を検討します。

## 第4章 相談支援体制の充実

### 【現状と課題】

- 県民が人権に関する問題に直面したとき、様々な施策や制度、専門的な助言や支援によって問題が早期に解決され、保護や自立支援等が適切に行われることが必要であり、そのため、県民が様々な支援施策を円滑に活用できる相談機能の充実が重要になります。
- 県では、人権相談について、人権救済条例見直し検討委員会の提言を受けて、平成21（2009）年度から「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」を鳥取県人権尊重の社会づくり条例によって制度化し、県下3か所の人権相談窓口で総合的に対応しています。
- また、いじめが全国的な問題となっていることを受け、平成24（2012）年9月に「こどもいじめ人権相談窓口」を、「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行（平成28年12月）を踏まえて「同和問題・部落差別相談窓口」を、「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」の施行（平成29年9月）を踏まえて「障がい者差別解消相談支援センター」を設置し、相談に対応しています。
- 鳥取県人権意識調査（令和2年5月）では、差別や人権侵害を受けたと思ったときの相談先として「国や県、市町村の人権相談窓口（電話相談やメール相談を含む）」は7.6%と前回（平成26年5月）の3.2%に比べ大きく上昇し、周知が広がってきています。
- 令和2（2020）年、新型コロナウイルス感染拡大という歴史的な危機に見舞われ、不当な差別、偏見、いじめ等様々な人権問題が発生し、「鳥取県新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例」（時限条例）により、インターネット等による誹謗・中傷等の行為を含め、新型コロナウイルス感染症に関することを理由とした差別行為を禁止する人権条項を設けました。
- さらに、「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」を改正し、新型コロナウイルス感染症に関する差別に限らず全ての差別行為を禁止し差別行為を受けた者に対して相談対応等必要な支援を行うことを規定しました。
- インターネット上における厳しい誹謗中傷などによる権利侵害は後を絶たず、令和3（2021）年、国は「プロバイダー責任制限法」を一部改正し、円滑に被害者救済を図るため、発信者情報開示について新たな裁判手続きを創設しました。
- なお、平成13（2001）年5月、国の人権擁護推進審議会は、新たな人権救済制度の創設について答申し、その後何度か法律制定の動きがありましたが、いまだ実現していません。人権救済制度の確立は大きな課題として残っており、県、市町村等は国に対して継続的に要望しています。
- このような状況を踏まえながら、差別発言や差別的取扱い等の差別行為を受けた者に対して、個別に寄り添った相談支援を行う体制を充実させていく必要があります。

### 【施策の基本的方向】

#### 1 相談機能の充実

##### （1）活用しやすい環境づくりの推進

相談窓口の一層の周知を図るため、周知する際の媒体や対象、また、関連する相談窓口の一

括広報など情報発信の方法を工夫し、必要な時に、気軽に安心して相談できるよう、相談者の気持ちに寄り添う接遇、プライバシーを保護する相談場所、必要に応じて休日夜間の相談時間などに十分に配慮します。

また、専門相談員（弁護士）による人権法律相談会を県内3か所で開催し、問題の解決に向けた専門家によるアドバイス等を受けやすくします。

## （2）関係機関の連携の推進

相談者は、複数の問題を抱えることもあり、個々の相談窓口が他の機関の業務内容等を正確に把握し、守秘義務に留意しながら必要に応じて国、市町村の機関やNPO等の民間機関との緊密な連携、協働を一層推進するよう努めます。

また、県では新型コロナウイルス感染症患者等への誹謗中傷等への対応として、県内3地区に相談支援連絡会を立ち上げ、県弁護士会、鳥取地方法務局、県警察及び県の4者が連携して相談者の支援を行うこととしました。さらに、「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」の一部改正を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に限らず様々な事由による誹謗中傷、差別行為等に係る相談についても、4者が連携し、相談者に寄り添った支援を行うこととしています。

さらに、インターネット上の誹謗中傷等について市町村等と連携し、モニタリングを実施するとともに、インターネット掲示板の管理者への削除要請等を行います。

## （3）相談員の資質向上

相談、支援に当たっては、二次被害や不必要な負担を招かない、相談者の心情に配慮し、豊富な知識に基づいた対応に努めます。

関係職員や相談員等に対する研修を行い資質の向上を図り、相談者に寄り添った対応、支援の実効性を高めるとともに、より高い専門性が求められる相談には、法律、臨床心理などの有識者の専門的知見を活用し、複雑に絡み合った問題を公平な立場から整理し、相談者の納得を得られるような対応に努めます。

## （4）人権に関する総合的な相談窓口による対応

県民が直面する問題は、同和問題（部落差別）、男女共同参画、障がいのある人、子ども、高齢者、外国人、病気にかかわる人など様々な内容に及び、また、複数の問題が関連する場合があります。そのため、適切な社会資源の活用をサポートする総合的な相談窓口において相談内容を限定することなく受け付けて、相談者を支援することに努めます。

## 2 救済制度の確立の国への要望

人権尊重の社会づくりを進めるためには、人権が侵害（インターネットを通じた人権侵害を含む。）された場合における被害者の救済を迅速、円滑に行うことが必要ですが、条例の効力がおよぶ範囲の限界や、独立した救済機関の設置権限がないなど自治体の権能には限界があるので、地域の実態を十分に把握し、地方自治体や関係各方面の意見を反映させた実効性のある救済制度の早急な確立について、引き続き国に要望します。

## 第5章 人権施策の推進に資する調査

### 【現状と課題】

- デジタル社会となった現代において、人権問題は一層、外から見えにくく、気づきにくくなったことから、偏見や差別によって苦しんでいる人々の置かれている状況を、周囲の人が認識することは非常に困難となっている一方、人権問題は複雑かつ多様化してきています。
- 社会の中には依然として様々な偏見や差別が存在していますが、その実態や社会が取り組むべき課題は十分に明らかになっていないのが現状です。例えば、障がい者や高齢者の中には、人権侵害の場面にあっても、自らの意思を十分に伝えることができない状況になる人がおり、性的マイノリティの人やセクハラやパワハラを受けた人は、本人がなかなか言い出せないことで、表面化されていない事例が多数あると考えられます。
- さらに、家庭内暴力や虐待などの私的領域で起こる問題は、家族内のプライバシーの関係で判断が難しく、人権問題が明らかになりにくいとの指摘があります。
- こうした人権侵害の解決のためには、これらの人権問題を把握し、必要な施策を推進する必要があります。
- 鳥取県人権施策基本方針を策定後、平成9（1997）年8月に人権に対する県民意識を把握するために意識調査を行いました。また、社会情勢の変化に伴い、新たに認識の高まった人権問題についての県民意識を把握し、教育や啓発など人権施策の推進に係る基礎資料とするため、これまで5回の意識調査を行ってきました。
- 県が令和2（2020）年に実施した第5回鳥取県人権意識調査では、これまでの設問項目を一部残しつつ新たな設問項目をたて、人権意識の変化に加え、人権に関する認識や人権侵害の経験の有無、差別意識などの実態の関連性について把握するために、多角的にクロス集計し、施策に活かすこととしました。
- そうしたクロス集計による分析を行った結果、一般的には人権問題を正しく認識していることが人権に関する意識や態度、実践行動に繋がると考えられるものの、具体的な対応方法についての知識がない場合、（例えば、インターネット上の差別的書き込みを発見した時の関係機関への通報など）個人レベルの意欲や態度だけでは実践行動を起こせない問題もあることが明らかになりました。
- また、自由記述による意見では、様々な実態が浮き彫りになり、今後の人権教育・啓発の取組における課題やヒントが見えてきました。
- 県では、人権施策を推進するため、5年に1度実施している人権意識調査、鳥取県男女共同参画意識調査をはじめ、人権に関する実態調査等を行い、人権施策を推進していくこととしています。
- 令和3（2021）年に改訂した「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」に基づき、県は差別行為の防止のための施策を効果的に実施するため、差別行為の実態の把握並びに必要な情報の収集及び分析を行うこととしました。

## 【施策の基本的方向】

### 1 人権問題に係る現状把握

人権問題の解決に向けて、効果的な施策を進めるためには、これらの問題を的確に把握し、偏見や差別により苦しんでいる当事者の立場に立った取組が必要です。

鳥取県ではこれまでも定期的に「人権意識調査」を行い、前回調査以降の意識の変化と課題を明らかにするとともに、分野ごとの実態調査などを通して現状把握を行ってきましたが、今後も各種の調査を通して県民意識の動向を把握し、よりの確な現状把握に努めます。

また、市町村等からの報告、インターネットモニタリング、県が設置する人権相談窓口への相談等から県内で発生している差別事象について把握し、差別事象等検討小委員会において原因や背景の分析、対応策や今後必要な施策について検討します。

### 2 人権に係る様々な調査

人権施策を推進するためには、人権意識調査のほか、国の調査や個別の人権問題に関する調査・アンケートなど、様々な調査が実施されていることから、それらの調査を活用し、効果的な施策の取組に繋げていきます。

#### (1) 啓発事業におけるアンケート調査

啓発活動に参加した方々に対して、人権に関するアンケート調査を行い、効果的な施策の推進に活用します。

#### (2) 定期的な調査

幅広い人権問題の実態を踏まえ、各施策を推進する必要があるため、様々な角度から人権問題を把握する定期的な調査を実施し、より正確な実態の把握に努めます。

## 第6章 共通して取り組む重要施策

○本章は、第1章から第5章の取組のほか、グローバル化やデジタル化の進展に伴う新たな人権課題に対応するため、人権尊重の社会づくりのための重要な施策の共通した取組の方向性を記載しました。

○なお、個別分野等に関連するもの等については第7章をはじめそれぞれの章に記載しています。

### 1 SDGsにおける人権

#### 【現状と課題】

##### <国際的動向等>

- 平成27（2015）年9月、国連で「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ（以下「2030アジェンダ」という。）」が採択され、その中に掲げられたSDGs（持続可能な開発目標）は「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を目指す国際目標で、17のゴールと169のターゲットで構成されており、全世界が2030年までに達成すべき目標とされています。
- SDGsに掲げられたこれらの目標は貧困や飢餓、健康・福祉、気候変動等多岐に渡っており、「環境」と「貧困」の統合的解決を図るためには「人間の尊厳と人権の尊重」が特に重要であることから、人権はSDGsのゴールの多くに関連しており、人間が尊厳をもって人間らしく生きることのできる社会を実現していくことを目指しています。
- SDGsを推進する主体の一つである企業に対して国連グローバル・コンパクト（※）は「SDGsコンパス（Compass）」という企業への行動指針を公表しており、その中で「SDGsにおける将来のビジネスチャンス」を示す一方で、関連法令を遵守するとともに優先課題として基本的人権の侵害に対処する責任を認識することを求めています。

※1999年の世界経済フォーラム（ダボス会議）で当時のアナン国連事務総長が提唱したもので、企業を中心とした様々な団体が、責任ある創造的なリーダーシップを発揮することによって社会の良き一員として行動し、持続可能な成長を実現するための世界的な枠組み作りに自発的に参加することが期待されています。

##### <国内の動向等>

- 政府は、我が国が2030アジェンダを実施し、SDGsを達成するための中長期的な国家戦略である「SDGs実施指針」において、「国際社会における普遍的な価値としての人権の尊重と、ジェンダー平等の実現及びジェンダーの視点の主流化は、SDGsの全てのゴールの実現に不可欠なものであり、あらゆる取組において常にそれらの視点を確保し施策に反映することが必要」としています。
- また、「SDGs実施指針」では、「ビジネスと人権、責任あるサプライチェーン（※）、企業の社会的責任に関する取組は、国際社会からの各企業の信頼を高め、グローバルな投資家の高評価を得る上で重要である」こと、「政府は、行動計画の策定を始めとして関係省庁が連携し、国連「ビジネスと人権」指導原則を踏まえて、適切な対応及び企業のSDGsに資する取組の促進を行う」と規定しているほか、「2030年までにSDGsを達成し、経済発展と社会的課題の解決を目指すため、官民が共有する国家戦略であるSociety 5.0を引き続き推進していく。」としています。

※商品が消費者に届くまでの「原料調達」に始まり「製造」「在庫管理」「物流」「販売」等を通じて消費者の手元に届くまでの一連の流れのこと

<本県の動向等>

- 本県においては、令和2（2020）年4月に「鳥取県SDGs推進本部」を立ち上げ、オール鳥取県で持続可能な地域社会の実現に向けて取り組むことを宣言（とっとりSDGs宣言）しました。この宣言では、「すべての県民が自分らしい生き方を選択し、ふるさと鳥取で安心して暮らし続けるためには、SDGsが掲げる『誰一人取り残さない』理念のもと、県内の全域が活力を持ちながら持続していく必要がある」としています。
- そして、官民連携の「とっとりSDGsネットワーク」（令和2（2020）年11月発足）を中心として、県民をはじめ企業、団体、NPO、市町村などとのパートナーシップにより、県内におけるSDGsの取組をスタートしました。

**【施策の基本的方向】**

**（1）SDGsの理念を踏まえた人権施策の推進**

鳥取県人権尊重の社会づくり条例の基本理念である「お互いの人権が尊重され誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会」の実現は、SDGsの理念である「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現と合致していることから、本県においては、SDGsの理念を踏まえて人権施策に取り組みます。

また、人権はSDGsのゴールの多くに関連しており、人間が尊厳をもって人間らしく生きることができる社会の実現を目指していることから、第7章の分野別施策の推進においては、各分野の施策が寄与すると考えられるSDGsの主なゴールを示し人権施策を推進します。

| 各分野の施策が寄与すると考えられるSDGs |   |               |    |   |                   |
|-----------------------|---|---------------|----|---|-------------------|
| 1                     |  | 貧困をなくそう       | 10 |  | 人や国の不平等をなくそう      |
| 3                     |  | すべての人に健康と福祉を  | 11 |  | 住み続けられるまちづくりを     |
| 4                     |  | 質の高い教育をみんなに   | 16 |  | 平和と公正をすべてのひとに     |
| 5                     |  | ジェンダー平等を実現しよう | 17 |  | パートナーシップで目標を達成しよう |
| 8                     |  | 働きがいも 経済成長も   |    |   |                   |

**2 ビジネスと人権**

**【現状と課題】**

<国際的動向等>

- 企業活動における人権に関しては、平成10（1998）年にILO（国際労働機関）総会で採択された「労働基準における基本的原則及び権利に関するILO宣言」において定められた中核的労働基準の4分野（結社の自由及び団体交渉権、強制労働の禁止、児童労働の実効的な廃止、雇用及び職業における差別の排除）が企業と人権に関する基本的規約として重要です。



○平成18（2006）年に提起された「国連責任投資原則（PRI）」の中で、ESG（※）のコンセプトが提唱されました。これは、社会的責任を果たすための3分野要素を考慮した投資を求め、署名を通じて参加することを投資家に要請するものです。

※環境（Environment）、社会（Society）、企業統治（Governance）の3分野要素の総称

○平成20（2008）年の国連の「保護、尊重及び救済：ビジネスと人権の枠組み」とともに、平成23（2011）年、第17回国連人権理事会において、「人権を保護する国家の義務」、「人権を尊重する企業の責任」、「救済へのアクセス」の3つの柱で構成される「ビジネスと人権に関する指導原則（以下、「指導原則」という。）」が全会一致で支持されました。

○この指導原則では、企業は人権を尊重する責務を果たすため、①人権方針の策定、②人権デュー・ディリジェンスの実施、③救済メカニズムの構築を企業方針と手続きとして持つべきとされています。

○平成25（2013）年にバングラデシュで起きたラナプラザビル崩落事故を契機に、グローバル企業のサプライチェーンにおける労働者の権利保護や指導原則遵守の重要性が再度認識されました。

○平成27（2015）年のG7エルマウ・サミットでは、途上国の労働条件を改善し「責任あるサプライチェーン」をつくることが首脳宣言に盛り込まれ、その後、各国では、指導原則に基づく国別行動計画（NAP）を策定することとなりました。

○欧州各国では、企業に人権尊重を促す法整備が進む中、令和3（2021）年に中国・新疆ウイグル自治区で起きた人権問題を巡り制裁に踏み切った欧米では、投資家が企業の人権問題への対応に厳しい視線を向けており、日本企業にも対応を促しています。

#### <国内の動向等>

○「労働分野」については「労働基準法」「男女雇用機会均等法」等の労働法令を通して労働者の権利の保護及び推進を図っています。

○令和元（2019）年の「労働施策総合推進法」の改正により、職場におけるパワハラ防止のための雇用管理上の措置（相談体制の整備等）が事業主に義務付けられました。あわせて、「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」の改正では、セクシャルハラスメント（セクハラ）等の防止対策の強化（相談したこと等を理由とする不利益取扱の禁止等）が図られました。

○令和2（2020）年、国は国連人権理事会で支持された指導原則の着実な履行を目指すため、「ビジネスと人権に関する行動計画（2020－2025）」を策定しました。

○行動計画では、基本的な考え方として①政府や企業等の「ビジネスと人権」に関する理解促進と意識向上、②サプライチェーンにおける人権尊重を促進する仕組みの整備、③救済メカニズムの整備及び改善が盛り込まれました。

○また、分野別行動計画として、①労働（ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の促進等）、②子どもの権利の保護・促進、③外国人材の受入れ・共生等に加えて、企業責任を促すため、④指導原則に基づく人権デュー・ディリジェンスの促進、⑤中小企業における取組への支援等が盛り込まれました。

○また、金融市場における投資判断のほか、国内外企業における事業活動の価値判断の一つとして、ESGへの関心が高まる中、金融庁と東京証券取引所は上場企業の行動指針を定めたコーポレートガバナンスコード（企業統治原則）を令和3（2021）年6月に改定し、「人権の尊重」等のサステナビリティを巡る課題への対応を求める規定を新たに盛り込みました。

#### <本県の動向等>

○令和元（2019）年度、鳥取労働局雇用環境・均等室に寄せられた535件の相談のうち、「男女雇用機会均等法」にかかる相談件数は130件でした。そのうちセクハラに関する相談が50件と最も多く、次いでマタニティハラスメント（マタハラ）、パタニティハラスメント（パタハラ）に関する相談が38件でした。

○令和2（2020）年度、鳥取県中小企業労働相談所（みなくる）に寄せられた2,934件の相談のうち、「職場の人間関係（パワハラ、いじめ、嫌がらせ含む）」にかかる相談件数は383件でした。

○鳥取県人権意識調査（令和2年5月）では、過去5年間の日常生活の中で差別や人権侵害を受けたと思ったことがあると回答した人の中で、職場でのいやがらせやいじめ（パワハラを含む）と答えた人の割合が最も高く、47.1%でした。

○また、職場で人権意識を高めるための啓発活動などを積極的に推進する必要があるかとの問いに対して「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した者は60.8%と6割を超えており、ハラスメント問題への取組を強化していく必要があります。

○本県においては、地域づくり、NPO活動等の支援をしており、「人権の擁護や平和の推進」の分野で活動する企業やNPOもあります。

○「ビジネスと人権」に関する社会的な関心の高まりを背景とした人権に関する国内外の取組が、今後、県内の企業活動へ影響を与えることから、その対応が求められます。

### 【施策の基本的方向】

#### （1）企業の取組の推進

人権に関する意識の向上を図り、また就職の機会均等等を図るため、企業や鳥取労働局と連携・協力して公正採用選考人権啓発推進員の設置を県内企業に働きかけ、事業所内での人権教育・啓発に取り組む体制づくりを推進します。

公共調達における障害者法定雇用率達成事業者等への配慮措置、障害者雇用優良事業所の表彰、男女共同参画推進企業の認定等の取組を拡大することにより、企業の人権尊重の取組を推進します。

#### （2）ハラスメント防止等の推進

県内の企業に対し、セミナー等の開催を通して、女性・障がい者・外国人等の多様な人材の活用（ダイバーシティ経営）、ハラスメント防止等の取組を推進します。

みなくるにおいて、労働者・使用者からの各種労働・雇用相談を受け付けるとともに、鳥取労働局、各労働基準監督署、国・県立ハローワーク、鳥取県労働委員会等の関係機関と連携し、職場内の問題解決を支援します。

また、県内の企業が行う「働きやすい職場環境づくり」に向けた社内研修への講師派遣等により、いじめ・各種ハラスメント防止の普及啓発等を行い、心身ともに快適で働きやすい職場環境

づくりに取り組みます。

### (3) 労使間の問題解決支援

鳥取県労働委員会では、平成21(2009)年に「労使ネットとっとり(個別労使紛争解決支援センター)」を設置し、鳥取県弁護士会、日本司法支援センター鳥取地方事務所(法テラス鳥取)、鳥取県社会保険労務士会、鳥取労働局、みなくると連携した合同相談会の開催等により、労使間の問題解決を支援します。

### (4) 新たな人権課題への対応

本県においては、「人権の擁護や平和の推進」の分野で活動する企業やNPOの活動を広げていくための支援を行います。

県内の企業に対する「ビジネスと人権」に関する情報提供及び周知を行うとともに各種人権研修の機会を捉え啓発を行います。併せて企業の「人権デュー・ディリジェンス」の取組の促進を図ります。

県内の企業によるESG経営(環境、社会、企業統治の3要素を重視する考え方を実践する経営)につながる取組を資金調達面で支援し、県内企業の価値向上に取り組みます。

## 3 デジタル社会における人権

### 【現状と課題】

<インターネットの普及>

- インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の安易さから個人の名誉やプライバシーを侵害するなどの誹謗中傷や、それらの情報を安易に拡散するなどの行為が問題となっています。
- また、学校においてはインターネット等を介したいじめも深刻な問題となっています。
- さらには、コロナ禍においてコロナ感染症に関するインターネット上の誹謗中傷等、匿名の投稿者による悪質な書き込みによる人権侵害も多発しています。
- 誹謗中傷にあった者が心を痛め病を発症したり自ら命を落とすなど、重大な人権問題に発展しています。
- 本県においては、部落差別解消法施行を踏まえ、ネットモニタリングを実施し監視強化を図るとともに、差別的な書き込み等について法務局への削除要請を行なっています。
- 令和3(2021)年、インターネット上で誹謗中傷等について、匿名の投稿者を特定しやすくする改正プロバイダ責任制限法が成立し、被害者の裁判所への開示手続き等にかかる負担軽減や時間短縮につながり、被害者の迅速な救済につながることを期待されます。
- また、SNSに起因する事犯の被害児童数が増加傾向にあり、特に児童が自らを撮影した画像に伴う被害(自撮り被害)ケースが後を絶たないため、令和2(2020)年、「鳥取県青少年健全育成条例」を改正し、児童に対して性的な画像を要求する行為を罰則つきで禁止しました。
- 鳥取県人権意識調査(令和2年5月)では、過去5年間の日常生活の中で差別や人権侵害をうけたことがあると回答した人のうち、「インターネット上の掲示板等への不適切な書き込み」と回答した人は7.6%と前回(平成26年5月)人権意識調査結果の2.3%から大きく増加しています。
- 他人のプライバシーや名誉に対する正しい理解を深めるための啓発普及、情報の収集や発信に関する個人の責任や情報モラルの教育啓発、プロバイダや管理者等関係者による、健全なインターネット利用環境の整備などの取組が重要です。

○令和3年度から、GIGAスクール構想により、県内の全ての小学校・中学校・義務教育学校において一人一台端末を活用した学習が本格的に始まりました。これからは児童生徒全員がインターネット接続機器を利用することを前提とした情報モラル教育の推進が必要です。

#### <デジタル社会の進展>

○さらに、今後ますます発展することが予想される情報社会において、その一員として情報をより良く使いながら適正な活動を行うための教育を進めることが求められます。

○Society5.0(※)では、現実空間において多くの作業がロボットやAI(人工知能)に任せられるようになると期待されており、人がAIを使いこなすようになれば、ほとんどの作業が自動化され高齢者や障がい者の積極的な社会参加が一層促進されます。

※仮想空間(サイバー空間)と現実空間(フィジカル空間)を高度に融合させるシステムにより、経済発展と社会課題の解決を両立する人間中心の社会

○このような社会では、サイバー空間への依存度はますます高まり、一層、拡大・浸透していくと考えられることから、画像や動画を改変した人間の目では見分けられないフェイクニュースやAIを使った高精度の動画が出回るようになることから、利用者に対するICTリテラシー(※)の教育・啓発を推進していくことが必要です。

※ICT:情報通信技術、リテラシー:知識・教養・能力を適正に使うこと

○サイバー攻撃などのリスクが増える中、企業等においては、顧客情報の漏洩等の情報セキュリティのリスクに備え、取り扱う情報やシステムの特性等を考慮した、適切な情報セキュリティ対策を講じる必要があります。

○また、AIの判断に偏り(バイアス)が生じる問題が社会の偏見に影響する可能性が指摘されており、国内企業で「AI倫理ガイドライン」を自主的に作る動きが出てくるなど、社会の偏見解消や公平性を保つための「AI倫理規制」が重要な論点となっており、人間の尊厳が尊重される社会を構築する必要があります。

○政府が令和2(2020)年に示した「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」の目標で掲げている「誰一人取り残されないデジタル社会の実現」は情報通信技術の活用に係る機会や活用能力における格差が生じないことを目指すものです。

○令和3(2021)年4月に、本県では「鳥取県情報技術活用推進計画～Society5.0推進計画～」を策定し、ICTを活用した県民の豊かさの向上を目指すこととしました。

## 【施策の基本的方向】

### (1) 教育・啓発の推進

学校教育では、児童生徒の発達段階を踏まえながら、主体的に情報を収集、処理、判断、発信するなどの情報を活用する力、自他の権利を尊重し情報社会での責任をもつことや危険回避等情報を正しく安全に利用できることなどの情報モラルを育てる教育の取組を関係機関と連携しながら推進していきます。

社会教育では、インターネットの特性とその影響、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラル、人権侵害があった場合の対処法について理解を深めるなど、差別のない真に人権が尊重される社会の実現につながる学びを重視した教育の充実に努めます。

啓発においては、プライバシーや名誉に関する教育啓発はもとより、インターネットの特性とその影響を具体的事例も交えて知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについ

て理解を深めるための教育啓発の充実を図っていきます。

併せて、青少年の携帯電話（スマートフォン）やゲーム機、音楽プレーヤーなどインターネットに接続可能な機器による有害情報の閲覧の防止のため、青少年の年齢やインターネットを適切に活用する能力に応じてペアレンタルコントロール（※）が適切に実施されるよう、保護者への普及啓発に努めます。

※青少年が安全に安心してインターネットを利用するため、保護者が同意した機能に限りインターネットを利用できるようにするなど、保護者が行うべき措置のこと

## （２）相談支援体制の充実

ホームページや掲示板上で名誉を毀損するような悪質な掲示をされるなどインターネット上で人権を侵害された人からの相談に対応して、相談者の希望に寄り添い警察や弁護士等関係機関と連携して支援を行うほか、掲示板管理者に対する削除要請等を行います。

また、ネットいじめを含む子どもに関わるさまざまな不安や悩みについて、民間団体とも協働して、24時間体制で子どもをきめ細かく支援する相談体制の充実に努めます。

## （３）インターネット上での人権侵害行為への対応

法務省人権擁護機関及び市町村等と連携して人権意識を高めるための啓発はもとより、不特定多数の者に関わる差別的、社会的に影響の大きい掲示や児童生徒のいじめに関する書込等に対して、モニタリングを実施しプロバイダ等に削除要請をするなどして、被害の拡大防止に努めます。

また、ネット上の新型コロナ感染者等に関する誤った情報、個人に対する誹謗中傷等を随時チェックし、被害者の訴訟時の証拠として誹謗中傷等の画像や文書を保存する「ネットサーベイランス」によりインターネット上の人権侵害行為の抑止に努めます。

また、児童生徒を対象にしたネットパトロールを実施して、インターネットを使ったコミュニケーションツールや掲示板等への書き込みによる人権侵害行為について早期発見と早期対応に努めます。

## （４）青少年の健全な育成のための環境整備

家庭でのルールづくりやペアレンタルコントロール、フィルタリング（有害なインターネットのサイトを閲覧できなくする）機能の活用などの普及を図り、青少年が安全に安心してインターネットが利用できる環境の整備に努めます。

また、インターネットの急速な普及の影響によって、子どもたちの健全な育ちが損なわれないよう、メディアを含めた関係団体やNPOと協働し、フォーラムや草の根的な学習会を実施するなど、早急かつ幅広く地域や保護者への啓発を図ります。

## （５）新たな人権課題への対応

今後、サイバー空間への依存度はますます高まり、より一層、拡大・浸透していくと考えられることから、「鳥取県情報技術活用推進計画～Society5.0推進計画～」に基づき、県民誰もが安心・安全にデジタル技術の恩恵を享受できる社会を推進し、「リアル社会とデジタル社会の極端な乖離を防ぎ、お互いの人権や意見が尊重される社会の実現」を目指します。

### ①メディアリテラシー（※）等情報モラル教育・啓発の強化

※テレビ番組や新聞記事などのメディアからのメッセージを主体的・批判的に読み解く能力。

他人のプライバシーや名誉に対する正しい理解を深め、誹謗中傷の加害者、被害者にならないための啓発、情報の収集・発信に関する個人の責任や情報モラル教育啓発に加えて、高度化

するフェイクニュースを防ぐため、AI 専門家に加え拡散される社会的要因等を含めた各分野の専門家との連携を強化に努めます。

#### ②人権侵害行為に対する監視・支援体制の強化

現在行っているネットサーベイランスによる監視体制やネットモニタリングによる人権侵害に係る情報の削除等支援体制を強化し、サイバー空間における人権侵害行為を監視する「人権サイバーパトロール」体制の整備を図ります。併せて、相談に携わる者の育成や相談窓口の体制の強化に努めます。

#### ③法整備等を含めた実効性のある救済制度の確立

社会の偏見解消や公平性を保つための「AI 倫理規制」の制度化、プロバイダ等によるサイバー空間の人権に配慮した利用環境の整備やデジタル社会における差別表現の流布等の禁止など、法整備等を含めた実効性のある救済制度の確立を国に働きかける等の対応を行います。

## 4 個人情報の保護と人権

### 【現状と課題】

- 住民の個人情報を多く取り扱う地方自治体において、総合的な個人情報保護制度の必要性が高まったことを背景に、本県では、国の個人情報保護法に先駆けて平成11（1999）年に鳥取県個人情報保護条例を制定し、個人情報の保護を図ってきました。
- 平成15（2003）年に成立した「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」は、国内における個人情報についての全般的な保護措置を規定するものであり、個人情報の保護についての極めて重要なルールです
- 平成29（2017）年には、法律、条例において、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして「要配慮個人情報」を定め、差別の原因となるおそれのある個人情報の厳格な取扱いにより、保護に取り組んでいるところです。
- 一方で、地域においては、就職や結婚などの際に、出身地のほか、国籍、家族関係などの本人に関する情報を本人の了解なく調査する「身元調査」が行われることがあります。これは個人情報の保護の著しい侵害であることは明らかであり、その解消が必要と考えられますが、一部の方には、特に結婚の際に、身元調査はやむを得ないと考える意識が残っています。
- また、近年、情報化の進展や個人情報の有用性の高まりを背景に、官民や地域の枠を超えたデータ利活用が活発化し、民間事業者の中に、デジタルプラットフォーマー（行政機関を上回るような個人情報の取扱い主体）が出現しています。ひとたびこれらによる不適正な利用や漏えい等が発生した場合は、行政機関を凌駕するような個人の権利利益の侵害が生ずるおそれがあります。
- さらに、平成27年度に導入が始まった「マイナンバー制度」について、個人情報の流出、あるいは、なりすましによる被害の危険性への懸念が示されているところです。一方で、例えば社会保障・税関係の申請時に、課税証明書等の添付書類が削減されるなど手続きが簡単になる、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ることができるなどのメリットが想定されます。
- デジタル技術が進展する中「顔データ」の時代になってきており、当該データは個人情報に含まれることから目的外利用は禁じられているところですが、個人情報保護法には「利用後に消去するよう努める」との規定しかないことから半永久的に保有される可能性も残っています。

- このように個人情報保護法制を取り巻く環境が大きく変化していることから、令和3（2021）年に改正個人情報保護法が公布され、行政内外における個人情報の保護と利活用の調和の確保を図るため、令和5（2023）年4月以降は、全国的な共通ルールが地方公共団体にも適用され、個人情報保護委員会が官民含め一元的に個人情報の監視監督を行うこととなっています。
- 本県においても、差別を生みかねない機微な住民データを持つ自治体があることから、国より厳しいルールを定めています。
- デジタル化の進展や、個人情報保護法の改正など様々な動きがある中でも、個人情報の保護については、行政・民間企業そして個人が、これまで同様、個人情報の適正な管理を行うことが求められます。

## 【施策の基本的方向】

### （1）個人情報の適正な管理等の推進

県は鳥取県個人情報保護条例に基づき、県が取り扱う個人情報等の保護を図るとともに、平成31（2019）年度から開始した内部統制の取組により、適正な個人情報管理に取り組みます。また、令和5（2023）年4月以降は、改正個人情報保護法により適用される全国的な共通ルールに基づき個人情報保護を図っていきます。

### （2）マイナンバー制度や本人通知制度の周知

さらに、マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得に対して注意を促すとともに、不審な電話やメールがあった場合、内閣府のマイナンバー総合コールセンターや消費者ホットラインに連絡・相談するなどの情報提供を行っています。また、事業者に対して、マイナンバーの管理に関する説明会を開催するなどして周知に努めます。

偏見や差別意識に基づいて行われる身元調査について、「しない、させない、許さない」という啓発活動について継続して取り組みます。身元調査につながる住民票の写し等の不正取得を抑止するため、県内すべての市町村で導入している「本人通知制度」の周知に努めます。

## 5 ユニバーサルデザインの推進

### 【現状と課題】

- ユニバーサルデザイン（以下「UD」という。）とは、「障がいの有無、年齢、性別、言語など、人の差異に可能な限り無関係に、誰にでも利用しやすいように製品、建物、環境などをデザインすること」です。これは、持続可能な社会を目指すSDGsで「年齢や性別、障がい、民族などの差別や不平等をなくすこと」が目標に掲げられており共通する考え方であります。
- 本県では、県民が集まる公共施設などにおいてUDの考え方を取り入れた施設づくりを推進しています。
- UDは、製品や建物などのデザイン化という結果としての側面に視点が置かれがちですが、近年は学校・職場・家庭・地域で、個人の尊厳を保障するための基礎的な条件整備にUDの考え方を取り入れ、すべての人が等しく社会の一員として尊重されるべきであるという考え方にまで発展させていこうとする動きが広がっています。
- 本県では、UDの考え方の理解を深めるため、平成17（2005）年から県民や地域、企業等を対象とした出前講座や研修会、啓発キャンペーンなどの普及啓発活動を行っています。
- また、平成21（2009）年度から、学校教育との連携により、児童生徒を対象とした出前授業

を行っており、年々、授業の実施を希望する学校が増加しています。将来を担う子どもたちが、UDの考え方や他人を思いやる心のUDを学ぶ機会が増えています。

○鳥取県人権意識調査（令和2年5月）によると、UD出前授業など、若年層への啓発効果から、UDについて「内容・意味について知っている」と答えた方は44.8%で前回調査（平成26年5月）に比べ23.2ポイント増加しており、県民へのUDの認知度は向上しています。

○引き続き、障がい者や高齢者への向き合い方（疑似体験やユニバーサルマナー）等を学ぶなど、心のUDを中心とした出前授業を行うことにより、児童生徒が共生社会の一員としての自覚と実践力を培い、かつ他人への思いやりやお互いを尊重する気持ちを身につけてもらうための学習の場を提供し、UDの考え方や心のUDの大切さを広めていくことが必要です。

○一般的な色覚の人以外は、色の配慮が不十分な社会における弱者として、「色弱者」と呼ばれていますが、日本人男性の20人に1人、女性の500人に1人（※）が色弱者であり、日本全体では約320万人になると言われています。色弱者の方は、視力に関係なく、赤と緑の色が見分けにくいなど、一般的な色覚者と色の見え方が異なります。「多様な色覚に配慮して、できる限りすべての人に情報が正確に伝わるよう、色の使い方や文字の形などに配慮する」カラーUDを推進していくため研修会やセミナー等を開催するなど、広く県民に普及啓発していく必要があります。

※日本人での頻度は男性の約5%、女性の0.2%。出典元：日本眼科学会HP

○また、不特定多数が使用する県内の公共施設や文化施設、医療機関、民間施設等に設置してある案内板等について、民間事業者などと連携・協力し、だれでも「わかりやすい色づかいになっているか」の調査・点検を含め、改善及び整備を促していく必要があります。

○近年激甚化、広域化している自然災害は全国どこでも起こり得る状況であることから、浸水想定区域内に居住するなど危険な場所から避難する必要のある住民は、学校の体育館や公民館など市町村が開設する避難所へ避難することが一般的です。避難所によっては様々なバリア（障壁）のある場合があるため、障がい者や高齢者等配慮を要する方が避難所で過ごしにくいことがないよう、UDの考え方を避難所の環境に取り入れる取組が求められます。

## 【施策の基本的方向】

### （1）教育・啓発の推進

学校教育・社会教育を通じて、UDの考え方（すべての人が等しく社会の一員として尊重されるべきである）への理解が進むよう、人権を侵害される関係に置かれている当事者が発信する声に耳を傾けたり、学習集団の中にある困り感の克服を共に考えたりするなど、様々な人の立場に立つことによって普遍性に近づいていくことを重視した教育の取組の充実に努めます。

啓発においては、一人ひとりの人権が尊重されるユニバーサル社会の実現をめざして、UDの概念だけでなく、障がい者や高齢者への向き合い方（疑似体験やユニバーサルマナー）などを学ぶ出前授業を実施します。

また、企業がUDの考え方に基づいて、製品開発や顧客サービス、店舗づくりなどを行っていくことが必要です。そこで、企業への普及啓発として、研修会・セミナー等を実施することにより、心のUDを規範のひとつとして、企業のUD活動が展開される社会づくりを進めます。



## **(2) カラーUDの推進**

色の見え方は、老化に伴う目の疾患など視力の低下とともに変化します。色弱者の方や高齢者の立場に立った「色づかいの配慮や大切さ」を学ぶセミナー、研修会等を実施し、県内におけるカラーUDの普及啓発を図ります。

また、印刷物や県内施設の案内表示の確認を行う等、全ての人に情報が正確に伝わるよう県内の「色のバリアフリー」を進めます。

## **(3) 関係機関等との連携**

UDの考え方を社会全体に普及させていくために、県だけでなく、市町村、企業などと連携しながら積極的に推進するとともに、専門家などの意見を聞くなどし、UDの更なる普及啓発を進めます。

## **(4) 公共施設等のUD化の推進**

鳥取県福祉のまちづくり条例等に基づき、UDに配慮した公共施設、文化施設、体育施設、観光施設、道路、公共交通などバリアフリーな生活環境の整備を促進し、日常生活、スポーツ、イベント、旅行・レジャーに対応したバリアフリー化を進めます。

また、市町村が進める避難所や福祉避難所(※)となる対象施設等のUD化を推進するための支援を行います。

※要配慮者の良好な生活環境が確保でき、相談や助言、支援などを受けることができる体制が整備されている避難所。

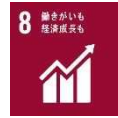
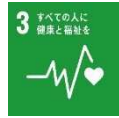
## 第7章 分野別施策の推進

### 1 同和問題（部落差別）

#### 【人権施策基本方針における目指す姿】

同和問題解決への県民等の主体的な取組を推進し、部落差別のない社会の実現

#### 【当該分野の人権施策が寄与すると考えられるSDGsの目標（ゴール）】



#### 【現状と課題】

- 同和問題（部落差別）は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今なお日常生活の上で様々な差別を受けるなど、日本固有の人権問題です。
- 昭和40（1965）年の「同和对策審議会答申（同対審答申）」を受けて、昭和44（1969）年に「同和对策事業特別措置法」が制定されました。それ以後、幾度かの法改正等を経ながら、生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実、各種啓発・相談体制の強化、社会福祉の増進の各分野で多岐にわたる施策が推進されてきました。
- 「同和对策事業特別措置法」制定以後、名称を変えながら33年間にわたって続いた特別措置に関する法律は平成14（2002）年3月末をもって失効しました。なお、この法の失効に当たって県は、平成14（2002）年2月に「今後の同和对策のあり方」を定めました。同和地区（被差別部落）の実態は道路整備事業など住環境面を中心に改善されてきていますが、一部に立ち遅れがあることを視野に入れながら、「差別があるかぎり同和問題（部落差別）解決のために必要な施策について適切に対応していく」こととし、その後も部落差別の解消に向けた取組を積極的に推進しています。
- 国は平成28（2016）年、「部落差別解消法」を施行し、部落差別の解消を推進し、さらに平成30（2019）年、国はインターネット上の同和地区（被差別部落）に関する識別情報の提示は削除要請の対象とする見解を示しました。
- しかし、今もなお、同和地区（被差別部落）かどうかの問い合わせや、差別発言、差別落書きなどが市町村等から県に報告されているほか、インターネット上での差別を助長する行為や差別的な書き込みが行われています。
- 平成28年（2016）年2月、民間の出版社が「全国部落調査」の復刻版の出版予告とそのデータをネット上へ掲載したため裁判事件へと発展しました。訴訟から5年以上経過した令和3（2021）年9月東京地裁は、被差別部落の一覧表の公表は身元調査を容易にし、部落差別を助長するとし、「復刻版 全国部落調査」の出版差止めに加えインターネット上で

のデータ配布・二次利用の禁止等、基本的に原告側の主張を認める判決を出しました。

○なお、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」では、インターネット上で他人の権利侵害があったときに、プロバイダ（※）やサイト管理者等関係者に対して侵害情報の送信防止措置を講じることなどの自主的な対応を促すに留まり、その情報の削除は原則としてプロバイダの判断に委ねられており、同和地区（被差別部落）に関する情報等をもとにした差別を助長する内容の掲載に適切に対応するために、実効性のある措置が求められているところです。

※インターネットへの接続サービスを提供する事業者

○鳥取県人権意識調査（令和2年5月）の結果では、「同和問題（部落差別）をはじめて知ったきっかけ」について、「学校の授業で教わった」と答えた割合が47.5%、「父母や家族から聞いた」が20.5%で、「同和問題（部落差別）を知らない」と答えた割合は2.4%となっています。一方、内閣府の「人権擁護に関する世論調査」（平成29年度）では、「学校の授業で教わった」が22.9%、「家族から聞いた」が19.6%、「同和問題を知らない」が17.7%となっており、同和問題（部落差別）の認知度について学校教育の影響が大きいと考えられます。

○「過去5年間で同和地区（被差別部落）の人々に対する差別的な発言や行動を直接見聞きしたことがある」と回答した割合は16.2%、また、住宅を選ぶ際に「物件が同和地区（被差別部落）にあったら避ける」と回答した割合は22.9%で、家族が結婚や就職をする際、身元調査を容認する県民が39.4%にのぼり、同和問題（部落差別）に関する差別意識がなお存在しています。

○また、同和地区（被差別部落）やその住民との関わりは、同和問題（部落差別）についての正しい認識や人権意識を高めることと強く関係していることから、交流の機会や地域課題の解決に向けて協力して活動する取組も重要です。

○隣保館（※）は地域住民の福祉の向上や人権啓発の拠点となるコミュニティセンターとして高齢者、障がい者、生活困窮者など地域における社会的弱者の生活上の各種相談や人権啓発に係る取組などを総合的に取り組むことが求められています。また、平成30（2018）年4月の改正社会福祉法の施行により、隣保館の役割として、「社会的課題や困難を抱えた人（世帯）の把握と支援」が求められています。

※隣保館は、社会福祉法に基づき、その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種事業を行う施設であり、その名称は「人権福祉センター」など、設置主体である市長によって異なります。

○同和地区における就労の状況については、隣保館での聞き取り等によると不安定就労の割合が高いという結果が出ています。

○偏見や差別意識に基づいて行われる身元調査への利用につながる戸籍や住民票の写しの不正取得は、平成20（2008）年に戸籍法等が改正された後も依然として発生しています。全国的に不正取得をしていた法務事務所が、平成23（2011）年から24（2012）年にかけて鳥取県の自治体からも35件を取得していたことが判明しました。

このような不正取得の抑止をはかるため、全国の市町村において、第三者に戸籍や住民票

の写しを交付した場合に、本人にその事実を知らせる「本人通知制度（※）」の導入が進み、鳥取県では平成25（2013）年8月1日をもって全市町村導入済みです。ただし一般に広く浸透しているとはいえ、制度の周知等を進める必要があります。

※市町村が、戸籍の謄抄本や住民票の写し等を本人以外の第三者に交付した場合に、そのことを本人に通知する制度

## 【施策の基本的方向】

### （１）教育・啓発の推進

鳥取県人権意識調査（令和2年5月）の結果からも同和問題（部落差別）をはじめて知ったきっかけが「学校の授業で教わった」場合、「父母や家族から聞いた」場合に比べ、「結婚差別」について正しい知識・態度が身につけている傾向がみられ、同和問題（部落差別）を学校の授業で扱うことの効果は認められています。

学校教育では、部落差別を解消するため、同和問題（部落差別）についての理解と認識を深めるとともに、人権尊重の社会づくりの担い手としての社会的立場の自覚を深めながら自己実現を図っていけるよう、児童生徒の実態を適切に把握しながら、主体的な実践行動につなげることができる児童生徒を育てる教育の推進に努めます。

社会教育では、小地域懇談会や各種研修講座等を通じて、参加者一人ひとりが同和問題（部落差別）を自らの問題として認識し、人権感覚を磨くことができるよう、教育の取組の充実に努めます。

また、部落解放月間（7月10日～8月9日）、身元調査お断り運動（※1）、宅地建物取引上の人権問題に関する鳥取県行動指針、えせ同和行為（※2）の排除など、各種の啓発の取り組みについて、より効果的な手法等を検討しながら引き続き実施します。

さらに、偏見や差別意識に基づいて行われる身元調査を、「しない、させない、許さない」という啓発活動について継続して取り組みます。身元調査につながる住民票の写し等の不正取得を抑止するため、県内すべての市町村で事前登録型等「本人通知制度」が導入されており、この制度の周知に努めます。

※1：結婚や就職に関する身元調査など、偏見や差別意識に基づいて行われる身元調査は重大な人権侵害行為であり、なくしていこうとする県民運動

※2：同和問題を口実に高額な凶書を送りつけるなど、ゆすり・たかり等をする違法・不当な行為

### （２）隣保館における相談機能等の充実

啓発の取組として、地域住民との交流により、お互いに理解しあうことが、同和問題（部落差別）についての正しい認識や人権意識の高揚につながるため、引き続き、隣保館で行う各種教室や研修会、文化祭などの交流事業への支援を行います。

隣保館が相談ニーズや地域生活課題の把握、被差別当事者に寄り添った心理的ケアと地域福祉の取組を展開していけるよう、相談・支援活動の充実や職員の資質向上について支援を行います。

また、「地域福祉計画」に隣保館が位置付けられるよう、地域福祉を推進するうえで隣保館が重要な相談機能を有していることについて市町村に周知していきます。

### （３）就労の支援

同和問題等雇用連絡協議会において同和問題（部落差別）をはじめとする人権問題についての情報交換と協議を行い、すべての者の就職の機会均等の確保及び公正な採用選考に

よる雇用の促進と安定を図ります。

また、事業所(企業)に対し、公正採用選考人権啓発推進員の設置を呼びかけ、推進員への研修を実施し事業所内における人権意識の高揚と、差別のない合理的な基準による採用選考を推進します。

産業に対する支援は、関係団体と連携を図り地域の実情にあわせた支援を実施します。

#### (4) 差別事象等への対応

県が設置、管理する公共施設(ウェブサイトも含む)に対する差別落書きについては、差別落書き未然防止指針及び差別落書き対応要領に従って対応します。

さらに、市町村から報告のあった事象も含めて、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の小委員会である差別事象検討小委員会において、県内で発生した人権に係る差別事象の正確な実態把握と原因や背景の分析及び対応並びに今後の効果的な啓発、支援等の施策の検討を行います。

また、問題解決の一助として、「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」を活用した相談対応も行います。

インターネット上での差別的な書き込みや誹謗中傷等について市町村等と連携し、モニタリングを実施し掲示板の管理者への削除要請等を行うとともに人権やインターネットの適正利用、モラル等についての正しい理解が広がるような啓発広報等の取組を推進します。また、既存の枠組みでは解決が難しい問題については、法改正などの実効性のある防止策について国へ働きかける等の対応を行います。

#### (5) 関係団体との連携

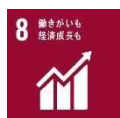
(公社)鳥取県人権文化センター、鳥取県人権教育推進協議会など関係団体との連携・協働をさらに進めるとともに、これらの団体が行う調査研究、人材養成、学習資料作成などの取組に対して支援し、その充実を図ります。

## 2 男女共同参画に関する人権

### 【人権施策基本方針における目指す姿】

家庭・地域・職場のあらゆる場で、性別にとらわれることなく、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現

### 【当該分野の人権施策が寄与すると考えられるSDGsの目標（ゴール）】



### 【現状と課題】

- 国は、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置付け、平成11（1999）年「男女共同参画社会基本法」を制定しました。雇用分野においては、「男女雇用機会均等法」の改正、男女間の暴力防止に向けた取組として「ストーカー行為等の規制に関する法律（ストーカー規制法）」や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」等の制度の整備を推進してきました。平成27（2015）年には、女性の採用・登用・能力開発のための事業主行動計画の策定を自治体や民間事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、女性活躍に向けた動きが拡大しています。
- また、平成30（2018）年には、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進するため、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。
- 本県では、男女共同参画社会の実現を目指し、平成12（2000）年に「鳥取県男女共同参画推進条例」を制定し、条例に基づく「鳥取県男女共同参画計画」を、平成13（2001）年、平成19（2007）年、平成24（2012）年、平成28（2016）年と累次にわたりを策定。令和3（2021）年には、鳥取県が目指す男女共同参画社会は、性別にとられることなく、性の多様性を前提としたものという理念が広く理解されるよう、第5次となる計画の名称を「鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画」に変更し、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進しています。
- また、男女共同参画社会の実現を目指す拠点施設として、平成13（2001）年に、鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）を設置し、男女共同参画に関する普及啓発、情報収集・提供、相談、活動支援などの事業を実施しています。
- 「鳥取県男女共同参画意識調査」（令和元年7月）によると、「男女の地位の平等感」について「社会通念・習慣」、「家庭生活」、「職場」など様々な分野で「男性優遇」と感じている人が依然として多く、男性より女性の方が不平等感をより強く感じています。また、「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考え方について「賛成（「どちらかといえば賛成」を含む）」と回答した人が約4割、「反対（「どちらかといえば反対」を含む）」と回答した人が約5割となり、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は少しつつ解消されつつありますが、根強く残

っているといえます。

このため、固定的な性別役割分担意識や社会の様々な分野に残っている不平等感が解消されていくよう、男女共同参画に関する理解を深め定着させる普及・啓発活動を行っていくことが重要です。

- 働く場においては、「鳥取県男女共同参画意識調査」（令和元年7月）によると、男女共同参画社会の実現のために県が力を入れるべきこととして、「就労における男女の機会均等や働きやすい環境整備を進める企業の取組支援」や「子育て中や介護中であっても仕事が続けられるための支援」との回答が多くなっていることから、性別にかかわらず仕事と家庭を両立できる職場環境の整備や性別による不利益な取扱いを受けることなく、個性と能力を生かして働くことができる職場環境づくりを進めていくことが必要です。
- 鳥取県職場環境等実態調査（平成30年8月）によると、セクシュアル・ハラスメントが「あった」又は「あったと思う」と回答した女性が約20%、マタニティ・ハラスメントが「あった」又は「あったと思う」と回答した女性が約5%いたことから、女性が安心して働くことを妨げるセクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産を理由とする不利益な取扱いを受けるマタニティ・ハラスメント等の解消が依然として課題となっています。
- 配偶者等からの暴力（DV）防止については、平成16（2004）年に、全国に先駆けて「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」を策定して以来、啓発はもとより、国の制度以上に被害者支援を推進しており、県内3箇所の配偶者暴力相談支援センター及び婦人相談員設置市で受理した令和2年度の相談件数は1,551件となっています。鳥取県男女共同参画意識調査（令和元年7月）によると、女性のおよそ30人に1人、男性のおよそ60人に1人が、この5年の間にDV被害を受けたことがあると答えています。また、交際相手から振るわれる暴力（デートDV）も問題化しており、若者を中心とした予防教育・啓発も重要な課題となっています。
- 性暴力は、加害者との面識がある場合が多く、世間体を気にするなど、声をあげられない被害者が多くいます。鳥取県男女共同参画意識調査（令和元年7月）によると、全体の約5%が性暴力被害を受けたと回答しており、その半数がどこにも相談していません。性暴力被害にあった方が質の高い支援を受けられるようにするためには、性暴力被害に関する法律の制定が必要であり、法律が制定されることで、拠点となる病院の確保がしやすくなるなど、医療機関との連携強化が図れるとともに、ワンストップ支援センターの安定的な運営が可能となります。なお、支援に関わる機関・団体が、支援を行う段階で被害者に二次被害を与えてしまうことがないように、関係機関の性暴力被害者に対する理解を深めていくことも課題です。
- 男女間の暴力等は、性別による固定的な役割分担、経済力の格差や心理的な支配など、男女が置かれている状況が背景にあり、個人の尊厳を傷つける重大な人権侵害であるという認識を更に広く浸透させ、あらゆる場面で暴力のない社会づくりを進めることが必要です。

## 【施策の基本的方向】

### （1）教育の推進

学校教育では、誰もが性別にとらわれることなく多様な生き方が選択でき、一人一人の個性と能力を伸ばし、思いやりと自立の意識を育む教育の取組の推進に努めます。

社会教育では、長い年月をかけて人々の意識の中に形成されてきた固定的な性別役割分担意識を見直し、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を図り、男女共同参画についての理解の深化を促進する教育の取組の充実に努めます。

## (2) 啓発・支援体制の充実

鳥取県男女共同参画センター（よりん彩）が、男女共同参画の推進に関する拠点施設としての機能を十分に発揮して、社会的な課題をとらえた各種講座の企画運営、男女共同参画に関する情報収集、活動支援や相談等に努めます。

また、男女共同参画に関する相談・支援を行うため、各種相談窓口が連携して、それぞれの状況に応じ、安心して相談できる体制を整備します。

## (3) 性別に関係なく、誰もが能力を発揮できる職場環境づくりの推進

雇用の場において、労働者が性別により差別されることなく、その能力を発揮する機会と公平な待遇が確保されるよう男女共同参画の普及推進に努めます。また、農林水産業、商工業など自営業で働く女性の労働環境の整備に努めるとともに、女性が自らの意思により経営方針決定の場に参画できるよう、技術・能力の向上に対して支援します。

職場などにおけるセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどを防止するための研修や事業主として取り組むべき措置等について普及啓発を進めます。

また、性別に関係なく、誰もが仕事と家庭・地域活動の両立ができるように、企業経営者等の理解や取組を促すとともに、多様な働き方を選択・実現できる働きやすい職場環境づくりを進めます。

さらに、働きながら安心して子育てできるよう、多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実に努めます。

## (4) 女性の政策・方針決定過程への参画の推進

働く場においては、管理的地位で活躍する女性や管理的地位に女性がいる事業所が増えるよう、女性活躍に積極的に取り組む企業の拡大、女性の参画が進んでいない業種での就業しやすい環境整備の支援など、企業における女性活躍の取組を進めます。

県の管理職においては、能力・実績に基づいた登用、職域拡大を引き続き進めるとともに、市町村における取組を推進するため、情報提供に努めます。

また、県の政策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、審議会など附属機関においては、審議会の構成や充て職の見直し等により、引き続き女性の登用に努めます。

自治会など地域における方針決定の場への女性の参画を促進するため、あらゆる機会・媒体を活用した啓発活動に努めます。

## (5) 男性の家庭生活・地域生活への参画促進

固定的な性別役割分担意識を解消し、女性に偏りがちな家事、育児、介護などや地域活動への男性の参画を促進するため、広報・啓発活動や学習機会の提供などを通じて、家庭や地域活動への男性の参画の必要性や意義について理解を促す取組を進めます。



## (6) あらゆる暴力の根絶

DVなどの暴力は決して許されない人権侵害であるとの観点から、被害者・加害者を発生させないために、あらゆる機会を通じた普及啓発を進めるとともに、被害者支援を推進します。

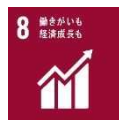
また、性暴力の被害者が、躊躇することなく必要な支援が受けられるような環境整備に努めるとともに、被害者への適切な対応を行うため、関係機関の性暴力に対する理解を深め、二次的被害の防止に努めます。

### 3 障がいのある人の人権

#### 【人権施策基本方針における目指す姿】

障がいの有無にかかわらず、相互に人権と個性を尊重し、安心して暮らすことができる社会の実現

#### 【当該分野の人権施策が寄与すると考えられるSDGsの目標（ゴール）】



#### 【現状と課題】

- 近年、障がい者の権利擁護に向けた取組が国際的に進展し、平成18（2006）年に国連において、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保すること並びに障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択され、わが国では、平成19（2007）年に同条約に署名、その翌年の平成20（2008）年に同条約は正式に発効しました。
- 同条約では、障がいに基づくあらゆる差別を禁止しています。ここで言う「差別」には、障がい者であることを理由とする直接的な差別だけでなく、過度の負担ではないにもかかわらず、障がい者の権利の確保のために必要で適当な調整等を行わないという「合理的配慮の否定」も含まれるということが、明確に示されています。またこの条約は、障がい者が他の人と平等に、住みたい場所に住み、受けたい教育を受け、地域社会におけるサービスを利用できるよう、障がい者の自立した生活と地域社会への包容について定めています。
- 日本国内では、同条約の締結に先立ち、国内法の整備をはじめとする諸改革を進めるべきとの障がい当事者等の意見も踏まえ、平成21（2009）年に内閣総理大臣を本部長とする「障がい者制度改革推進本部」を設置し、集中的に国内法制度改革を進めていくこととなりました。こうした中、平成23（2011）年には同条約の理念を踏まえた「障害者基本法」の改正が行われました。
- その後、さらに「障害者総合支援法」の成立、「障害者差別解消法」の成立及び「障害者雇用促進法」の改正など、国内法の整備を始めとする様々な取組を進め、平成26（2014）年1月に同条約を批准しました。
- 平成25（2013）年に制定された「障害者差別解消法」は、障害者基本法第4条に基本原則とされた「差別の禁止」をより具体的に規定し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めたものであり、「障がいを理由とする不当な取扱いの禁止」「障がいのある人に対する合理的配慮の提供」「差別の解消につながるような啓発や情報収集」などが規定されています。
- また、平成24（2012）年10月には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行され、国や地方自治体、障がい者福祉施設従事者等、使用者などに障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務が課されています。

○障がい者の雇用状況については、鳥取労働局による「令和2年障害者の雇用状況」集計結果によると、令和2年6月1日現在、鳥取県（知事部局・病院局・県教育委員会・県警察本部）の法定雇用を達成していますが、民間で法定雇用（民間2.2%）達成している企業は63.0%となっています。達成企業割合は前年度より4.4%増加していますが、令和3年3月に法定雇用率が2.3%に引き上げられたこともあり、未達成企業へのさらなる働きかけが必要です。

また、令和元年度に実施した鳥取県障がい者雇用実態調査では、職場定着の促進のため、職場での障がい特性への理解促進や業務内容等の十分な調整などが必要となることが明らかになりました。障がい者の法定雇用達成の有無にかかわらず全ての企業において、職場環境の整備に向けたさらなる取組みが必要です。

○一方、県内の障がい者数は増加傾向で、かつ高齢化が進んでおり、今後も同様の傾向にあると見込まれています。その中でも、精神障がい者数については、大きく増加しており、今後も通院患者を中心に大幅に増加することが見込まれています。

（出典：鳥取県障がい者プラン（R3.3）県内障がい者数は身体障がい者（身体障害者手帳所持者数）、知的障がい者（療育手帳所持者数）、精神障がい者（入院患者数（精神保健福祉資料：6月末調査）及び自立支援医療受給者数）の合計）

○また、毎年9月に実施している「発達障がいと診断された幼児・児童・生徒の在籍者数調査」によれば、県内の発達障がいの診断を受けている幼児、児童・生徒の人数も継続的に増加しており、全ての教職員の理解や専門性を向上させていく必要があります。

○鳥取県人権意識調査（令和2年5月）によると、「障がいがある人が困難を経験するのは、周りの環境や制度などが障がいのない人（多数派）に合わせて作られているからだ」との問に対し「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が73.0%、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」は16.7%でした。

○本県でも、障害者権利条約や障害者差別解消法等条約及び整備された国内法等の考え方を基本としながら、差別の解消及び権利擁護の推進や、障がい者が地域で自立した生活を送るための各種取組を進める必要があります。

○本県では、「障害者差別解消法」に先行し、障がいの有無に関わらず、誰もが暮らしやすい社会の構築を目指して「あいサポート運動」を平成21（2009）年に開始し、その取組は徐々に他の自治体にも広がりを見せており、全国にあいサポーターが約56万人（令和3（2021）年3月末現在）、また、あいサポート企業・団体数も2,191団体（令和3（2021）3月末現在）と増えており、こうした草の根的な活動を継続していく必要があります。

○さらに、本県では、平成25（2013）年に全国で初となる「手話言語条例」を制定しました。条例制定により、手話やろう者に対する県民への関心が高まり、障がいのある人からは「手話が認められ、ろう者が認められた」という自信が生まれました。また、条例制定を契機に始めた「全国高校生手話パフォーマンス甲子園」は、全国の多くの高校生が参加し、各地域で手話言語を学ぶ機会が創出され、新たなつながりが生まれるきっかけとなっています。こうした取組は、その他多くの障がいや障がい者に対する県民意識の向上に繋がるものと認識しています。

○令和元年6月には「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）が施行され、本県では「鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」（令和3年3月策定）に基づき、障がいの有無に関わらず全ての県民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恩恵を受けることができる社会の実現に向け、アクセシブルな書籍等の普及・提供や量的拡充・質の向上、視覚障がい者等の障がいの種類・程度に応じた配慮など、各種体制整備を図っているところ です。

○障がい者の社会参加に係る取組について、平成26（2014）年度に、「障がいを知り、共に生きる」をテーマに、「あいサポート・アートとっとりフェスタ（第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会）」を開催し、障がい者が暮らしやすい社会づくりへの飛躍を遂げることが出来ました。また、パラリンピックを見据え、アスリート育成、大規模大会や合宿誘致はもとより、障がい者が楽しみながらスポーツを継続できる環境の整備や、障がい者スポーツを推進する指導人材の育成など、障がい者スポーツ施策についても展開してきたところです。

## 【施策の基本的方向】

### （1）教育・啓発の推進

学校教育では、共生社会の実現のため、障がいのある人や家族、支援者との交流等を通して、障がい者差別の問題は社会全体の課題であるという認識を深め、共に生きていこうとする態度を育てる教育の推進に努めます。そして、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの構築をめざして、特別支援教育の取組の推進に努めます。

社会教育では、障がいの有無にかかわらず、お互いの人格や個性が尊重され、共に認め合いながら生きることができるよう、障がいや障がいのある人への理解を深めるとともに、ユニバーサルデザインに対する理解や普及等を促進する教育の取組の充実に努めます。

障がいの特性、障がいのある人への必要な配慮などを理解し、障がいのある人にちょっとした手助けや配慮を実践することにより、障がいのある人が暮らしやすい地域社会（共生社会）を作っていく「あいサポート運動」について、県民等への周知及び広報を更に進めることにより、県内のあいサポーター、あいサポート企業・団体の更なる増加を図るとともに、現在、中国地方各県、長野県、奈良県、和歌山県、韓国江原道等に広がっているこの運動を更に全国に広げるため他の自治体（※）への働きかけを積極的に行います。

※連携自治体：島根県、岡山県、広島県、山口県、長野県、奈良県、和歌山県、埼玉県6市6町、北海道2市、大阪府2市、京都府2市、神奈川県大和市、兵庫県西宮市、韓国江原道

また、平成28（2016）年4月に施行された障がいを理由とする差別の解消を目的とした「障害者差別解消法」が、令和3（2021）年5月に改正され、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供が義務化されることなどを踏まえ、法の趣旨・目的等に関する効果的な広報・啓発活動等、制度の周知を図ります。

### （2）相談支援体制の充実

市町村が設置する地域生活支援センター等において、障がい者及びその家族に総合的な相談支援を行います。その他、基幹相談支援センターの設置を促進するほか、相談支援専門員や身体・知的障がい者相談員による相談対応など、関係機関と連携して相談支援体制の充実に努めます。

### (3) 権利擁護の推進

「障害者虐待防止法」に基づき、障がい者虐待の未然防止、早期発見・早期解決を図るための取組を推進します。また、障害福祉サービス事業所等への研修及び実地指導の実施により、事業所における虐待予防、早期発見等に努めます。また、市町村及び鳥取労働局等関係機関との連携や、広く障がい理解への啓発を通じて、養護者・使用者に係る虐待防止への取組を進めていきます。

さらに、障がい者が地域で生活するときには、預貯金などの財産管理やサービスを受けるための契約締結などを原則的には自ら行うこととなり、障がい者の権利利益を保護するため、「成年後見制度（※）の利用の促進に関する法律」に基づき、市町村及び成年後見支援センターなど地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む地域連携ネットワークの構築を進めていくとともに、各市町村における権利擁護の取組について、市町村単位では解決が困難な広域的な課題への対応について支援を行っていきます。

※認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、財産管理や身上保護などの法律行為をひとりで行うのが難しい場合があることから、判断能力の不十分な方々を法的に保護し、支援する制度。

### (4) 障がい者差別の解消に向けた取組

「障害者差別解消法」では「障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「障がいのある人に対する合理的配慮の提供」を規定しています。法の運用が適切に行われるよう、地域協議会の開催や、県職員行動規範に基づく適切な対応、民間事業者等への制度の周知・啓発など、各種取組に努めます。

また、差別的取扱い等に関する相談に対しては、障がい者差別解消相談支援センターを設置し、関係機関と連携しながら相談者に対する支援と問題解決に努めます。

### (5) 社会参加と雇用の推進

平成26（2014）年度に開催した「あいサポート・アートとっとりフェスタ」の大会成果を引き継ぐべく、障がい者芸術・文化振興の取組を進めます。また、障がい者スポーツ振興については、引き続きアスリート育成、大規模大会や合宿誘致などを行っていくとともに、障がい者スポーツの裾野を広げるための各種取組を積極的に実施していきます。

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには就労が重要であり、働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、障がいのある人それぞれの状況に応じた一般就労に向けた支援を行うとともに、就労継続支援事業所等における工賃の向上に向けた支援を推進します。

年々、障がいのある人の就業者数は増えていますが、障がい特性に応じた多様な働き方の推進、職場定着の促進のため、職場適応援助者（ジョブコーチ）の養成、障がい者雇用への理解を促進する企業向け研修などを通じ、新規雇用・職場定着の支援の取組を行っていきます。

### (6) 暮らしやすいまちづくりの推進

障がいのある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい環境整備を推進するため、施設等のバリアフリー化を推進するとともに、すべての人にとって利用しやすいユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。

また、障がいがある人となない人が共に暮らす社会を構築するためには、障がい者が情報に十

分アクセスでき、地域でコミュニケーションを取れることが重要であり、手話の普及や環境整備のための取組や、障がい者への情報アクセス・コミュニケーション支援（※）を推進します。

※情報アクセス・コミュニケーション支援：視覚や聴覚、音声機能などに障がいがあり、文字や音声などの情報へのアクセスや意思疎通に困難を抱える者に対して、その困難を取り除くために行う支援

#### （7）特別支援教育の充実

児童生徒の自立と社会参加を促進するため、全ての教職員の専門性の向上、LD等専門員（※）や特別支援教育コーディネーターなど校外の人材の有効活用、特別支援学校のセンター的機能の充実と学校間連携の推進など、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応した適切な教育的支援を行う取組を進めます。

※LD等専門員：学習障がい（LD=Learning Disabilities）等の発達障がいのある又は可能性のある幼児児童生徒及びその指導に携わる教員、保護者等を対象に相談活動を行うとともに、特別支援教育の校内（園内）支援体制の機能の充実に向けた支援を行う教員・事務局職員

#### （8）精神障がいのある人に関する施策の充実

精神障がいのある人については、入院医療中心の治療体制が推進されてきたこと等により閉鎖的環境に置かれていた歴史が長く、治療方法が進歩してきた現在も、偏見や差別が根強く残っています。

精神障がいは、誰でもなる可能性のある障がいであり、適切な治療の継続により症状の安定や回復を図ることが可能であるなど、フォーラムの開催等により精神障がいに関する正しい知識の普及と啓発を行うことにより、県民の精神障がいへの誤解、偏見及び差別を解消するよう取り組みを進めます。

また、精神疾患のある方（措置入院患者）が措置入院解除後、地域で安心して生活することができるよう関係機関で連携して支援を行い、地域生活への移行を推進するとともに、精神疾患に対する適切な医療が提供されるよう、精神科病院の指導を適切に実施し、休日・夜間等の精神科救急医療体制を整備するなど、精神科医療の充実を図ります。

## 4 子どもの人権

### 【人権施策基本方針における目指す姿】

子どもが権利の主体者として尊重され、心身ともに健やかに成長していく社会の実現

### 【当該分野の人権施策が寄与すると考えられるSDGsの目標（ゴール）】



### 【現状と課題】

- 平成6（1994）年に「児童の権利に関する条約」を批准した後、児童虐待防止など子どもの権利擁護に努めてきていますが、令和元（2019）年に国連・子どもの権利委員会から4回目の勧告があり、差別の禁止、子どもの意見の尊重、体罰の禁止、家庭環境を奪われた子どもなどに関して緊急措置をとるべき分野とされています。そのような中で、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されず貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、平成26（2014）年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、令和元（2019）年の改正により、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けた子どもの貧困対策の総合的な推進を図ることとされました。これを踏まえ、本県では、令和2（2020）年3月に「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」（平成27年策定）を改訂し、子どもの貧困対策をさらに充実・強化して包括的に推進していくこととしました。また、平成30（2018）年の民法一部改正により、成人年齢を20歳から18歳に引き下げられ、令和4（2022）年4月1日から施行されることになりました。
- 鳥取県人権意識調査（令和2年5月）によると、「保護者が子どものしつけのために、叩いたり怒鳴ったりすることは、ある程度は仕方がない」について、「そう思う（どちらかといえばそう思うを含む）」と答えた人の割合は49.2%という結果でした。
- また、「子どもの問題を家庭だけの責任にするのではなく、公的な支援も必要（どちらかといえば必要を含む）」と答えた人の割合は83.2%、「子どものいじめ、体罰、虐待などに気づいたとき、関係機関に通報することができる（どちらかといえばできるを含む）」と答えた人の割合は71.9%という結果でした。
- 経済的困窮、DVなど様々な社会的困難を背景として、身体的虐待、ネグレクトなど児童虐待（※）の相談も依然として多く寄せられており、要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関の連携、支援体制の強化が必要です。  
※児童の保護者（親等）やその周囲の人間などが、児童に対して虐待を加える、もしくは育児放棄（ネグレクト）すること。児童虐待は、身体的虐待（殴る、蹴るなど）、性的虐待（子どもへの性的行為、ポルノグラフィの被写体にするなど）、ネグレクト（家に閉じ込める、食事を与えないなど）、心理的虐待（言葉による脅し、無視など）のように分類される。
- 近年、虐待や発達障がい、家族の介護や世話をすることで自らの成長や教育に影響を及ぼしている18歳未満の子ども「ヤングケアラー」など様々な要因により、支援が必要な子どもが増えていくことから、その子らしく成長を遂げるための適切なサポートの重要性が高まっています。個々

の子どもの発達を保障していくために、「ヤングケアラー」の実態把握をするとともに、子どもに関わる関係者や周囲の方の理解を推進し、更なる支援体制の充実が必要です。

- 社会的養育分野では、児童の権利に関する条約第12条に「自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。その場合において、児童の意見はその児童の年齢及び成熟度に従って往々に考慮されるものとする。」と規定されており、この意見表明権を保障する取組が「子どもアドボガシー（※）」です。

※子どもの権利擁護のため、施設等で生活する子どもの意見を第三者がくみ取り、子どもの意見表明をサポートする仕組み

これを実践する人を「アドボケイト」と呼んでおり、独立していて、自身の思いや考えを交えず、100%子どもの立場に立つことが求められています。

日本では、平成28（2016）年の児童福祉法の改正で子どもが権利の主体として初めて位置づけられ、「子どもの意見が尊重される」ことなどが追記され、国が翌年にまとめた「新しい社会的養育ビジョン」では、子どもの意見表明権や参画を支える柱としてアドボカシーが明記されました。

本県では、国のビジョンに基づき令和2（2020）年9月に「鳥取県社会的養育推進計画」を策定し、子どもの権利擁護に関する取組を進めています。

この取組を進めていくためには、児童相談所などが子どもに影響を及ぼす重要な意思決定を行う場面や、日ごろの生活場面において、子どもが意見表明できる手続きを整備し、行政の決定や支援のあり方を決める上での子どもの参画を保証することが必要です。中には大人に意見を表明することへの抵抗感や、考えや思いを意見として表明することへの困難を感じる子どもも少なくないため、子どもの意見表明を支援する仕組みを構築することが必要です。併せて、子ども自身が子どもの権利を学ぶことを支援することが必要です。

- 青少年の薬物乱用問題は、依然として我が国の社会問題の一つとなっており、近年は、若年層の大麻の乱用が全国的に拡大しており、青少年、家族及び地域社会に対する正しい知識の普及、乱用防止啓発の更なる強化が必要となっています。スマートフォン等の普及により、SNS等を利用した情報共有が容易になったことも、乱用薬物の不正な取引の多様化・巧妙化につながっているとされています。県では「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」や第2期「鳥取県薬物濫用対策推進計画」に基づき、関係機関が連携して総合的に薬物乱用防止対策を推進しています。

- インターネットやスマートフォンの無料通信アプリケーション等を利用した嫌がらせやいじめ等の問題が発生しており、鳥取県人権意識調査（平成26年5月）においても「差別やいじめを許さない子どもを育成する教育」が必要という意見が多く寄せられています。

- 平成23（2011）年に大津市で起こったいじめによる自死の事件をきっかけに、平成25（2013）年、「いじめ防止対策推進法」が制定され、県においても「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針」を策定（平成29年（2017年）同方針改定）しました。さらに県内すべての学校で、組織的、計画的にいじめ問題に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を策定し、定期的に見直し等を行っています。

- 平成26（2014）年以降のいじめの認知件数は、平成27（2015）年度 545件、平成28（2016）年度 594件、平成29（2017）年度 844件、平成30（2018）年度 1,978件、令和元（2019）年度 2,206件と大きく増加していますが、いじめの初期段階のものやごく短期間に解消したものについても積極的に認知し、解消を図るといふ姿勢が強まっています。



- 近年、いじめ問題や不登校等児童生徒に係る諸課題が多様化かつ複雑化し、対応もより専門性を求められ、専門的見地から対応ができるスクールカウンセラーへの相談ニーズが高まっています。また、多様な家庭環境を背景として諸課題に直面している児童生徒のサポートをするスクールソーシャルワーカーの活動により、学校と関係機関との連携体制が年々充実してきており、今後もさらなる体制の強化が必要です。
- 学校教育法で体罰は明確に禁止されているにもかかわらず、未だに撲滅することができていません。児童生徒への体罰は、教育上の指導とはまったく異なるものであり、いかなる理由があっても絶対に許されない行為です。「厳しい指導の延長として体罰も必要」、「部活動の指導で気合いを入れる場合は許される」等の誤った教育観・指導観は、厳に改めなければなりません。体罰は児童生徒に対する人権侵害であるという認識を教職員が明確に持ち、児童生徒の指導に当たることができるよう、具体の事例を想定しながら研修を実施するなど、学校の体罰防止に向けた体制の強化が必要です。
- 令和3（2021）年6月に、文部科学省から、社会常識や時代に合わせて積極的に校則を見直すよう通知が出されました。校則の見直しは、児童生徒の校則に対する理解を深め、校則を自分のものとして守っていこうとする態度を養い、児童生徒の主体性を培う機会となることを踏まえ、学校や地域の実態に応じて、校則の見直しに取り組んでいるところです。

## 【施策の基本的方向】

### （1）教育・啓発の推進

学校教育では、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動につなげるため、自他の権利の大切さを正しく理解させながら子ども自身に権利の主体者としての意識を育てる教育の推進に努めます。

社会教育では、子どもが保護の対象だけでなく、権利の主体者として尊重されるよう、子どもの人権の重要性について正しい認識と理解を深めるとともに、家庭教育を支援する取組の充実に努めます。

また、子どもの人権を守るため、児童虐待防止、いじめ防止などの啓発に努めます。

### （2）相談支援体制の充実

いじめ、不登校など、さまざまな不安や悩みをもつ子どもには、一人ひとりの心に寄り添った丁寧な関わりや、子どもたちが相談しやすい環境づくりが大切です。そのために、スクールカウンセラー等を配置し学校の相談体制の充実を図るとともに、民間団体とも協働して、24時間体制で子どもをきめ細かく支援する相談体制の充実に努めます。

また、思春期以降の若者が、思春期からの心と身体の健康づくりについて正しい知識を学び、望ましい行動やスキルを身につけることができるよう、思春期からの悩みを支援する相談機関の周知や支援体制を構築するなど、思春期以降の若者が抱える悩みについて、相談体制の充実に努めます。

加えて、保護者に対しても家庭での子育てに関する悩み等に対応するため、市町村、児童相談所等の関係機関が連携を強化するとともに、関係職員の資質向上と専門性の確保に努めます。

### （3）いのちを育むための教育の推進

中学、高校生世代の若者に、就労、結婚、子育てなど将来のライフスタイルについて考える機会を提供し、妊娠、出産、育児等に関する知識や情報を提供し、若者が自立して家庭を築くことや結婚、子育てに希望を持つことができるよう支援します。

参加型の出前教室を実施し、胎児心音や産声を聴いたり、妊婦疑似体験や新生児と同じ重さ

の人形を抱くなどの体験を通して、いのちの大切さを体感し、生まれるいのちの尊さを学ぶ取組を行います。

#### (4) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待防止対策については、発生予防、早期発見・早期対応、子どもの保護・自立の支援などを柱として、市町村（母子保健・児童福祉担当）、児童相談所、保育所、学校、医療機関等の関係機関が連携を密にしながら一体となった施策を講じます。

さらに、県は各市町村に設置された要保護児童対策地域協議会（※）事務局職員や母子保健担当保健師、保育士等のスキルアップのための研修等を実施し、地域におけるネットワーク及び支援体制の強化を図ります。

また、虐待を受けた子どもに対する支援プログラム等の実施により、心のケアを行うとともに、再度虐待を繰り返さないよう虐待をした親に対する支援にも取り組みます。

※要保護児童対策地域協議会の対象児童は、要保護児童、要支援児童、特定妊婦であり、虐待を受けた子どもに限定するものではない。

#### (5) 要保護児童・要支援家庭・子どもの貧困対策への取組の推進

支援を必要とする子どもたちに対して、その成長が阻害されることのないよう、教育や生活の支援に加え、経済的支援、保護者への就労支援等、あらゆる対策を講じます。

そして、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、「鳥取県子どもの貧困対策推進計画（第二期）」に基づき、子どもの成長ステージに応じた切れ目のない支援、支援が届きにくい子どもや世帯の早期把握、市町村や関係機関と連携した取組を推進します。

ひとり親家庭等についても、「鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、ひとり親家庭等の自立に向けた総合的な支援を図ります。

#### (6) 子どもの権利への取組の推進

ヤングケアラーについては、実態調査を行うとともに、当事者である子どもやその家族が相談しやすい体制を整え、適切な支援に繋がります。さらに、やむを得ない理由により家族から離れて社会的養育を受ける子どもたちに対しては、「鳥取県社会的養育推進計画」に基づき、児童養護施設等で生活する子どもが自らの権利を学び、日ごろの生活や将来について、身近な大人や行政機関に意見表明できるようになるための活動を支援します。また、子どもの意見をくみ取り、第三者的な立場から子どもの意見表明をサポート又は代弁する新たな仕組みづくりに取り組みます。

#### (7) 特別支援教育の充実【再掲】

児童生徒の自立と社会参加を促進するため、すべての教職員の専門性の向上、LD等専門員や特別支援教育コーディネーターなど校外の人材の有効活用、特別支援学校のセンター的機能の充実と学校間連携の推進など、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応した適切な教育的支援を行う取組を進めます。

#### (8) 青少年の健全な育成のための環境整備の推進

犯罪に巻き込まれるおそれがある有害情報の氾濫、薬物乱用など、青少年の健全な育成を阻害する社会環境に対応するため、「鳥取県青少年健全育成条例」、「鳥取県薬物の乱用の防止に関する条例」の適正な運用により、子どもが安心してインターネットを利用できる環境整備や子どもを薬物から守るための環境整備に努めます。

#### (9) いじめ、暴力行為、不登校等への対応の充実

「鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会」を開催し、いじめ問題や不登校支援に関係する機関・団体の連携を図ります。

学校においては、学校、学級での良好な人間関係づくりをめざす取組を進め、いじめ、暴力行為、不登校等の未然防止、早期対応のために―スクールカウンセラー等の活用による学校の教育相談体制の充実、スクールソーシャルワーカーの配置による学校と関係機関の連携体制の構築、専門家チームの派遣など、学校の支援体制の強化を図ります。

さらに教職員研修を充実させ、いじめ・不登校等への指導力の向上を図るとともに、高校での中途退学、不登校からのひきこもりを防止し、支援するための取組を進めます。

#### (10) 体罰防止に向けた取組の充実

子どもへの体罰は法律で禁止されており、体罰・暴言は子どもに対する重大な人権侵害であること、子どもの成長に悪影響を与える可能性があるとの認識に立ち、学校においては、体罰等のない学校づくりの取組を進めるとともに、万一体罰事象が発生した場合には適切に対応するための取組を進めます。また、家庭においては、体罰等によらない子育てを推進するため、子育て中の保護者に対する支援を行います。

## 5 高齢者の人権

### 【人権施策基本方針における目指す姿】

高齢者が敬愛されつつ生きがいを持ち、安心して日常生活を営める社会の実現

### 【当該分野の人権施策が寄与すると考えられるSDGsの目標（ゴール）】



### 【現状と課題】

- 本県は、全国に先駆けて高齢化が進展しており、令和2（2020）年4月末現在の65歳以上の高齢者数は約17万7千人、高齢化率は約32%となっています。令和27（2045）年には人口減少により高齢化率は39%近くまで上昇すると見込まれており、高齢者の単身・夫婦世帯が増加し、要介護認定者数も増加していくと思われます。また、県内には令和2年4月現在、約2万2千人の認知症の方がいると推計され、こちらも高齢化の進展に伴い、今後増加する見込みです。
- 高齢者の多くは、元気で自立した生活を送っていますが、地域社会の重要な一員として積極的に役割を果たし、生涯を健康で生きがいを持ちながら暮らしていくことができる地域づくりが求められています。
- 一方で、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加により、家族で介護する機能が低下してきている、あるいは高齢者の社会的孤立や生活不安を招いているなどといった問題もあります。
- 鳥取県人権意識調査（令和2年5月）によると、「災害時に地域の高齢者や障がいのある人の避難についても気を配ることができる」について、「できる」「どちらかといえばできる」と答えた人の割合は67.3%、「できない」「どちらかといえばできない」と答えた人の割合は14.9%となっています。
- 自治会や地域住民による見守り（地域支え愛活動）を推進するとともに、介護が必要な状態となっても、高齢者が住み慣れた家庭や地域の中で安心して生活できるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築に向けた取組を進めていく必要があります。
- 近年、日常的な金銭管理をはじめとした福祉サービスの利用の援助を必要とする判断能力が不十分な高齢者において、問題の複雑化や同一世帯における複合的な問題等が増加傾向です。また、高齢者の介護を行っている家族や介護施設の従事者等による介護放棄、身体的・心理的・経済的な虐待、さらには身体拘束が高齢者の人権に関わる深刻な問題として表面化しています。
- 高齢者の総合相談は、各市町村の設置する地域包括支援センターが受付けています。また、介護保険サービス上の苦情に対しては、国民健康保険団体連合会が窓口を設置して対応しています。必要な体制は整えられていますが、このような窓口の存在をさらに周知していくことが必要です。

○高齢者の虐待について、厚生労働省が取りまとめた全国調査「高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果（鳥取県分）」によると、令和元（2020）年度の県内の要介護施設従事者等による虐待として事実確認された事例が5件、養護者による虐待と判断された事例が72件で、主に家庭内における養護者による虐待でした。（夫・妻27.3%、息子31.2%、娘15.6%、息子・娘の配偶者10.4%、孫10.4%、その他5.2%）

○市町村における高齢者虐待の防止に向けた対応については、高齢者虐待の対応窓口の住民への周知、独自の高齢者虐待対応のマニュアル・指針、対応フロー図等の作成など、取組は徐々に進んでいます。県は市町村・地域包括支援センター、施設従事者等を対象とした研修の実施など、引き続き支援していく必要があります。

○虐待の相談・通報窓口として、市町村の高齢者福祉担当課や地域包括支援センターがあります。また、判断能力の不十分な人たちの権利擁護を支援し、地域住民で主体的に支え合う「支え愛」のまちづくりを推進するために、県内3か所（東・中・西部）に成年後見支援センターが設立されました。

○今後、成年後見制度の需要が増大し、成年後見を行うことができる専門職の不足が見込まれる中、各市町村社会福祉協議会との連携体制の充実や市民後見人（※）の育成及び活用を図っていく必要があります。

※市民後見人とは、認知症や知的障がいなどで判断能力が不十分な人に、弁護士や司法書士などの資格を持たない、親族以外の同じ地域に住む市民による後見人であり、市町村や市町村社協等の支援をうけて、財産の管理や介護契約などの後見業務を適正に担います。

○高齢者虐待を防止するには、虐待がどのようにして起きるのか、また、それはどのようにして知ることができるのかを家族や地域住民も理解することが必要であり、地域に生活する住民の意識向上とそれに基づく行動が大切です。

○鳥取県人権意識調査（令和2年5月）によると、「高齢者の人権や命が軽んじられたりする風潮に不満がある」については、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた人の割合は53.6%、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と答えた人の割合は31.0%となっています。

○今後も継続して、高齢者の人権について、正しい知識と理解の普及を促進し、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い需要が増大している成年後見制度の利用促進に向けた市町村等の取組の支援を図りながら、高齢者に対するあらゆる虐待、身体拘束の根絶に向けた推進体制の充実や関係機関との連携の強化に努める必要があります。

## 【施策の基本的方向】

### （1）教育・啓発の推進

学校教育では、「高齢者のための国連原則（5つの原則＝自立、参加、ケア、自己実現、尊厳）」を踏まえながら、高齢者の持つ豊かな知識や経験を児童生徒との交流学习や地域の活動の中で伝えたり、高齢者を取り巻く様々な社会保障制度についての理解を深めたりしていくことを通して、共に生きていこうとする態度を育てる教育の推進に努めます。

社会教育では、「高齢者のための国連原則」を踏まえながら、社会保障制度やユニバーサルデザイン等への理解を深めるなど、高齢者の自己実現を図る教育の取組の充実に努めます。

長年にわたり社会を支え、貢献してきた高齢者に対し、敬意を持って接するとともに、その培った知識や経験を地域社会の中で発揮し、積極的な役割を果たすことが重要であることを正しく理解できるよう敬老意識の醸成に努めます。

## (2) 相談支援体制の充実

高齢者の様々な相談や支援を行っている地域包括支援センターや国民健康保険団体連合会に設置された介護サービス上の苦情の窓口の周知に努めるとともに、その相談支援体制の充実に図ります。

また、認知症の人やその家族の電話相談（コールセンター）や訪問相談を実施するなど、本人・家族への支援を行います。

## (3) 社会参加・健康づくりの推進

高齢者がシニアボランティアとして活動していただく仕組づくりや、専門的な知識・技能・資格や趣味活動などの特技を活かし多様に活躍できる仕組づくりに取り組むことにより、「楽しみながら働きたい」、「目的を持って過ごしたい」、「自分の技能を活かしたい」といった欲求に応じた生きがい就労等を進めます。

また、スポーツ大会の開催等による生きがいづくりや地域の特色を生かした介護予防体操（ご当地体操）などをツールとした介護予防の普及に取り組みます。

老人クラブは、高齢者自らの生きがいを高め健康づくりを進める活動やボランティアなど地域を豊かにする各種活動を行っています。これらの活動に対する支援を行うとともに、一層の能力発揮が期待される若手高齢者の組織化や加入促進を図る取組を支援します。

## (4) 福祉サービスの質の向上

介護従事者等が地域で積極的に事例検討会や研修会を開催し、互いに切磋琢磨しあう環境づくりを進めることにより、介護サービスやケアマネジメントの質の向上を図ります。

必要なサービスや質の高いサービスが提供されるよう、介護サービスの情報を公表し、介護サービス等の適正化を推進します。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、医療と福祉の連携が重要であることから、「顔の見える関係づくり」をさらに広めるための意見交換会や研修会等の開催により、連携のためのルールづくり等を支援します。

## (5) 暮らしやすいまちづくりの推進

県内におけるボランティアや自治会などによる住民参加型のネットワークづくりを進め、住民全体でお互いに支え合いながら暮らしていくことのできる地域づくりを推進するとともに、住み慣れた地域の中で、安心・安全な生活が継続できるよう医療・介護・生活支援等が一体的に提供される体制の構築を推進します。

さらに、判断能力が不十分な方々の権利を守るため、成年後見制度についての普及啓発に取り組むとともに、新たな担い手確保のため、市町村社協等による法人後見の取組の促進、市民後見人の育成及び活用に向けた取組など、成年後見制度を円滑に機能させていくための仕組づくりを推進し、制度の利用を促進します。

## (6) 認知症関連施策の充実

認知症疾患医療センター（県内5カ所）による認知症専門医療の充実、医療福祉連携の推進、専門相談の充実を図るとともに、医療関係者及び福祉関係者が多職種協働により質の高い認知症ケアを実現できるよう研修を実施します。

認知症の人が安心して暮らせるまちづくりの実現のため、民間との協働により、認知症サポーター（認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者）を養成するとともに、認知症サポーターが継続的に地域で活動するグループをチームオレンジとして、市町村での設置を促進します。また、認知症の人に対する見守り体制や、認知症SOSネットワークの構築、地域資源マップづくりなど、県内の先駆的モデルとなる市町村の取組を支援します。

さらに、若年性認知症の当事者が集い、情報交換等を行う場の設置を促進するとともに、若年性認知症の人を支援する支援員の養成や、認知症の確定診断後の本人への相談支援強化として、認知症疾患医療センターと連携しピアサポートを行います。また、若年性認知症サポートセンターを設置し、若年性認知症対策に十分な支援を図っていきます。

## (7) 高齢者虐待防止対策等の充実

高齢者虐待を防止するためには、早い段階で高齢者やその養護者の様子から、介護疲れや介護の困難さといった、高齢者や養護者が発するSOSを的確に把握し対応することが必要です。そのため、地域住民等の協力による継続的な見守り活動や関係機関等との連携協力等の推進や虐待防止への啓発活動を行っていきます。

現在、市町村が実施している虐待防止・早期発見の先駆的事例等を広く共有し、実践につなげるよう、地域包括支援センター職員等に対する研修会の開催や情報提供を行います。

また、県内3カ所（東部・中部・西部）に設置された成年後見支援センターの活動を支援するとともに、認知症の介護経験者や専門家が対応する電話相談（コールセンター）や訪問相談を実施するなど、家族への支援を行います。

## 6 外国人の人権

### 【人権施策基本方針における目指す姿】

国籍等の異なる人々が、相互理解を深め、同じ地域の一員として共に安心・快適に暮らしていける社会の実現

### 【当該分野の人権施策が寄与すると考えられるSDGsの目標（ゴール）】



### 【現状と課題】

- 県内に在住する外国人は、4,912人（外国人住民統計調査：令和2年12月現在）であり、県人口の約0.89%にあたります。国籍（地域）別には、中国、韓国・朝鮮、フィリピン、ベトナムなど68カ国の方々が在住されています。
- 最近の傾向として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2（2020）年を除き、在住外国人の総数は増加傾向にあり、これは東南アジア諸国（ベトナム、ミャンマー、インドネシア等）から受け入れている「技能実習生」の増加に起因しています。特にベトナム、ミャンマーからの「技能実習生」の増加が著しく、ベトナム人は平成22（2010）年の6人から令和2（2020）年には1,073人、ミャンマー人は平成22年の3人から令和2年には94人と大幅に増加しています。また、「永住者」や「留学生」も増加の傾向にあります。
- 一方、過去の我が国による植民地支配など様々な歴史的経緯により定住されるようになった方々（オールドカマー）はやや減少傾向となっています。
- 平成21（2009）年の出入国管理法改正による外国人登録制度の廃止と新たな在留管理制度の導入など法制度上の改善はあるものの、「生活習慣の違い」、「言語による壁や情報不足」、「言語（母語と日本語）による親子のコミュニケーション」、「子どものアイデンティティ」、「教育の保障」、「教育に関する保護者への情報提供」、「職場などでの公正な採用・通名使用」「ヘイトスピーチ」などの課題があり、様々な分野で改善を求められている実情があります。平成31（2019）年4月から新たな在留資格「特定技能」が創設され、外国人の増加が今後も見込まれるため、多文化共生社会を推進していくことが益々必要となっています。
- このような中、国際的な視点に立った人権尊重社会をつくるため、地域の国際化の取組を進めていく必要があり、県や市町村、（公財）鳥取県国際交流財団では、地域の国際理解を推進するための講座等を開催するとともに、外国人が安心して暮らしていけるよう、日本語クラスの運営や外国人総合相談窓口の設置、専門通訳ボランティアを派遣するなどのコミュニケーション支援、多文化共生サポーターによる行政機関や関連団体との橋渡し、WEBサイト・SNSにおける多言語及びやさしい日本語での情報発信などに取り組んでいます。
- 鳥取県人権意識調査（令和2年5月）によると、「外国人が増えると治安が悪くなる」については、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた人の割合は34.7%、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と答えた人の割合は50.5%となっています。



○また、「地域で暮らす外国人と積極的にコミュニケーションをとったり、お互いの文化を理解しあう努力をすることができる」については、「できる」「どちらかといえばできる」と答えた人の割合は48.2%、「できない」「どちらかといえばできない」と答えた人の割合は、26.2%となっています。

○外国人の人権を尊重するためには、国籍や民族の異なる人々が互いに異なる文化や宗教、価値観などを学び認め合うことにより相互理解を深めるとともに、外国にルーツを持つ住民の方々が地域活性化の担い手として活躍でき、共に安心・快適に暮らしていける多文化共生社会の推進に努める必要があります。

## 【施策の基本的方向】

### （１）暮らしやすいまちづくりの推進

外国人（以下「外国にルーツを持つ人」を含む。）が暮らしやすいまちづくりを目指すため、生活支援、子どもの教育、雇用・労働環境、社会保障、情報の多言語化及びやさしい日本語の活用、分かりやすい情報提供、住居の安定確保、在留期間の適正な運用のあり方など様々な分野で改善に努めていきます。

また、暴力や差別行為を扇動し、人種、国籍等に対する差別や偏見を助長し増幅させる、いわゆるヘイトスピーチは重大な人権侵害です。ヘイトスピーチ解消法については、実効性のある救済制度を国に要望します。

### （２）生活情報の提供の充実

外国人が日常生活を送る上で必要な各種届出、保健・医療・福祉、住宅、雇用・労働、教育、防災などの情報を（公財）鳥取県国際交流財団をはじめ各機関ができるかぎり多言語及びやさしい日本語で提供し、これらの情報を提供する機会や場所の増加に努めます。

### （３）相談支援体制の充実

（公財）鳥取県国際交流財団において、外国人の相談業務等に対応する国際交流コーディネーター（英語・中国語・ベトナム語）を配置し対応するとともに、併せて各種専門相談機関や市町村と連携を図りつつ、トリオフォン（三者通話）機能も活用しながら、相談体制の充実を図ります。

さらに、外国人コミュニティとのネットワークの構築により当事者への情報発信体制の強化を図りつつ、引き続き外国人のサポーターとなりうる専門通訳ボランティアや多文化共生サポーターの確保に務めます。

### （４）教育・啓発の推進

学校教育では、国際関係や異文化を理解するだけでなく、国際社会の一員としての責任を自覚できるよう、異なる文化を持つ人との交流活動等を通して、自分と異なる生き方や考え方をする他者の存在を認め、尊重することのできる能力や態度を育てる国際（理解）教育等の取組の推進に努めます。

社会教育では、異なる文化を持つ人々との交流等を通して、外国人が地域で暮らす住民であるという意識を高め、共生社会の推進に向けた行動化を促す教育の取組の充実を努めます。

県や市町村、（公財）鳥取県国際交流財団等が連携し、地域の国際理解を推進するための講座や国際的な人権をテーマにしたイベントの開催、一人ひとりが多様な文化や民族の違いを理解するなどの国際（理解）教育を推進します。

#### **(5) 外国人児童生徒等に対する教育の充実**

一人ひとりの外国人の児童生徒等の学力や日本語能力の実態に応じたきめ細かな学習指導や日本語指導を大切にした教育の充実に努めます。また、教育関連情報をできる限り多言語で提供するとともに、母国の文化や言語を学習する機会を保障するなど、個々の児童生徒の実態に応じたきめ細かな支援に努めます。さらに、2024年4月開校を目指している県立夜間中学校では、学齢期を経過した県内在住の外国人の中で、母国や我が国において義務教育を十分に受けられなかった方も入校対象者とし、就学の機会の提供を行います。

#### **(6) 外国人の社会参画の推進**

県においては、外国人採用の機会の拡充やパートナー県政推進会議の中で住民意見として在住外国人の意見を取り入れることなどを行っています。さらに、(公財)鳥取県国際交流財団と連携し外国人との意見交換の場を設けたり、各種イベントや外国人コミュニティと連携した行事など様々な機会を通じて意見の聴取を行ったりすることに努めます。

## 7 感染症等病気にかかわる人の人権

### 【人権施策基本方針における目指す姿】

病気から生じる様々な人権問題が解消され、また患者本位の医療体制の構築された社会の実現

### 【当該分野の人権施策が寄与すると考えられるSDGsの目標（ゴール）】



### 【現状と課題】

- 感染症、精神疾患、がんなど、あらゆる病気にかかっている人やその家族等に対する様々な人権問題が存在します。患者の自主性が尊重され、患者の理解・合意のもとに医療の提供が行われるとともに、それぞれの病気に対する理解が促進され、安心して治療に専念できる環境整備が必要です。特に、下記の病気については、より人権に配慮した対応が必要です。
- 平成8（1996）年「らい予防法」が廃止され、平成21（2009）年「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行され、ハンセン病回復者の名誉回復と福祉の増進が図られています。また、令和元（2019）年1月には、ハンセン病回復者の家族が受けた差別、偏見に対して、初めて国は責任を認め、家族に対する補償制度等が創設されました。しかし、隔離政策によりハンセン病患者の社会復帰を阻んできた歴史的背景から、現状として、社会的には未だに根強いハンセン病への偏見や差別が存在しており、引き続き学習会や交流会等の開催などにより、ハンセン病問題について県民全体の理解を得ていくことが必要です。
- 国内のHIV感染者及びエイズ患者の数は依然として増加傾向にあります。また、疾患についての正しい知識や理解の不足から、HIV感染者・エイズ患者等に対し、依然として根強い偏見や差別が存在しています。しかし、HIV・エイズは、正しい知識と通常的生活行動により、感染防止が可能な疾患であり、また近年は医学の進歩により、感染しても早期発見及び早期治療により変わらない日常生活を営むことができるようになりつつあります。
- したがって、HIV・エイズについての正しい知識の普及啓発に努め、また相談・検査体制を充実させることで、感染の未然防止を図るとともに、HIV感染者・エイズ患者への偏見や差別を解消し、HIV感染者・エイズ患者を含む県民全体が安心して暮らせる社会を構築することが重要です。
- 難病は、原因不明で治療法も未確立であり、経過が慢性的でその治療が非常に長期にわたることから、難病患者は日常生活を送る上で、経済的負担だけでなく介護等の多くの負担を抱えており、難病患者及びその家族に大きな肉体的・精神的負担が生じています。
- また、難病患者であっても十分に働くことができる人も少なくありませんが、病気の知識・理解の不足によって思うように就労できない場合もあり、難病患者やその家族の不安を解消していく

ため、鳥取大学医学部附属病院に設置している鳥取県難病相談・支援センターによる支援・相談体制の充実が必要です。

- 令和2（2020）年、新型コロナウイルス感染拡大により不当な差別、偏見、いじめ等様々な人権問題が発生し、時限条例の「鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例」（以下、「クラスター対策条例」という。）により、コロナ感染症に関することを理由とした差別行為の禁止を規定しました。
- また、県弁護士会、鳥取地方法務局、県警察及び県の4者において「新型コロナウイルスに差別的扱いや誹謗中傷から陽性者等を守る共同行動宣言」を行うとともに、県内3地区に「相談支援連絡会」を立ち上げ、4者が連携して相談者の支援を行うこととしました。
- クラスター対策条例によって行った人権問題に関する様々な取組は、新型コロナウイルス感染症に対する不安の解消と、誹謗中傷や差別的行為への対策に大きな役割を果たしており、令和3（2021）年4月に改正・施行した「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」には新型コロナウイルス感染症に関する差別に限らず、全ての差別行為を禁止する規定を盛り込みました。
- さらに、新型コロナウイルス感染症対策本部によるインターネット上の誹謗中傷等のサーベイランスの実施や、全庁をあげて鳥取県庁シトラスリボンプロジェクトの実施、県新型コロナウイルス感染症対策本部やCM、ラジオ等の広報媒体を活用しあらゆる機会を捉え差別行為の禁止メッセージを発信しています。

## 【施策の基本的方向】

### （1）教育・啓発の推進

学校教育では、感染症等病気にかかわる人に対する偏見や差別をなくすため性に関する指導や健康教育等の充実を図るとともに、関係機関、団体等と連携しながら自己実現に向けた支援体制の充実に努めます。

社会教育では感染者・患者・回復者及びその家族等のプライバシーの権利が保障されて安定した日常生活を営むことができるよう、病気に対する理解を深めるとともに、病気にかかわる人に対する偏見や差別をなくすための教育の取組の充実に努めます。

かつて行政が推進したハンセン病患者の隔離政策の誤りについて学習する機会を設け、「ハンセン病を正しく理解する週間」（毎年6月下旬に実施）を設定するとともに、希望する小中学校や高等学校の学習会に講師を派遣するなど、ハンセン病問題に対する県民の理解を促進します。

HIV・エイズについての正しい知識の普及啓発を図るため、青少年、大人等の対象ごとに啓発を行っていくとともに、「世界エイズデー」（毎年12月1日）等の機会を中心に街頭キャンペーン、新聞等による広報を実施することで、感染者・患者への偏見や差別の解消に努めます。

### （2）相談支援体制の充実

医療に関する相談対応はもちろん、プライバシーの保護、精神的な負担軽減、治療と日常生活との両立に向けた就労生活相談など多様な対応が求められており、国、県、市町村、医療機関等関係機関、学校現場、そして、患者へのサービスの向上を図ることを目的として県の設置する医療安全支援センター等がそれぞれ連携して一層体制を充実するとともに、相談窓口を周知することが必要です。

HIV・エイズについては、相談・検査体制を充実させることで、感染の未然防止、感染者・

患者の早期発見・早期治療を図るため、臨時検査（夜間・休日検査）の実施等、利用者の利便性を考慮した検査・相談体制の充実を図ります。

難病患者及びその家族に対し、療養生活を送る上での不安を解消し、精神的負担の軽減を図るため、鳥取大学医学部附属病院に設置している鳥取県難病相談・支援センターにおける支援の充実を図ります。

新型コロナウイルス感染症に関する相談については、県弁護士会、鳥取地方法務局、県警察及び県の4者が連携して相談者に寄り添った支援を行うほか、あらゆる病気に関する相談体制の充実を図ります。

### **(3) プライバシーに配慮した医療環境の整備**

患者や家族が病気や治療方法などを正しく理解したうえで、信頼関係に基づき医療が提供されること（インフォームドコンセント）が非常に重要な原則となっており、医療機関、医療関係者の意識啓発を進めます。

また、主治医以外の医師による助言（セカンドオピニオン）に関する情報提供を行うことも重要です。

プライバシーの保護及び個人情報の流出防止のため、行政、教育及び医療等の関係機関の職員の意識の高揚と対応の徹底を図り、病気にかかっている人などの立場に即した医療・福祉サービス提供体制の整備を推進します。

### **(4) ハンセン病回復者等への支援**

ハンセン病回復者と県民の交流を通して、ハンセン病回復者の思いや願いをしっかりと受けとめ、名誉の回復や死没者の追悼に繋がる取組を進めていきます。

また入所者が故郷に気軽に里帰りできるよう経費の助成や里帰りが困難な入所者にふるさとの空気に触れていただくため郷土の伝統芸能団の派遣など、入所者の思いや願いに沿った取組を引き続き行います。

さらに、学習会や交流会等の開催などを通してハンセン病問題について県民全体の理解を深めていきます。

### **(5) HIV感染者、エイズ患者への支援**

感染者・患者の早期発見・早期治療を図るため、臨時検査（夜間・休日検査）の実施など、利用者の利便性を考慮した検査・相談体制の充実を図ります。

感染者・患者が安心して治療が受けられるよう、エイズ治療拠点病院等を中心に、治療に関わる医療提供体制の充実を図ります。

また、診療中の患者・感染者に不安症状がある時や医療機関や保健所で陽性告知を行う時などに、臨床心理士等のカウンセラーを派遣し、患者・感染者の心理ケアを実施します。

### **(6) 難病患者等への支援**

病院間の連携を図って重症難病者の医療・療養環境の整備を行うことを目的として、鳥取大学医学部附属病院に設置された鳥取県難病医療連絡協議会と鳥取県難病相談・支援センター、さらに各保健所の協力体制を強化するとともに、難病患者及びその家族に対し、難病支援に関する情報提供を行います。

また、日常生活に著しい支障がある在宅難病患者に対し、保健師による訪問相談、専門医師など医療スタッフによる訪問指導、診療など適切な療養の提供に努めます。

さらに、ホームヘルプサービス、医療機関への一時的な入所、日常生活用具の給付など、地域における難病患者の日常生活を支援し、自立と社会参加を促します。

#### (7) 新型コロナウイルス感染症に関する取組

新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷等への対応として、県弁護士会、鳥取地方法務局、県警察及び県の4者が連携して相談者に寄り添った対応を行います。さらに、インターネットの誹謗中傷等についてのサーベイランスの実施、市町村等と連携したモニタリングの実施とともに、インターネット掲示板の管理者への削除要請等を行います。

また、新型コロナウイルス感染症に関する情報提供を行うとともに、コロナ感染者や関係先等への誹謗中傷を行わないことや、ワクチン接種をしていない方に対する差別的行為の禁止について、県新型コロナウイルス感染症対策本部等のあらゆる機会を捉えメッセージを発信していきます。

## 8 刑を終えて出所した人の人権

### 【人権施策基本方針における目指す姿】

刑を終えて出所した人が社会の一員として円滑な生活を営める社会の実現

### 【当該分野の人権施策が寄与すると考えられるSDGsの目標（ゴール）】



### 【現状と課題】

- 刑を終えて出所した人やその家族に対しての偏見や差別意識が根強く存在しています。このことが原因で、就職や住居の確保が困難となり、中には悪意のある噂を流されるなど刑を終えて出所した人の社会復帰は、本人に更生意欲がある場合においても、極めて厳しい状況にあります。
- 刑を終えて出所した人の立ち直りの支援は、保護観察所などの国の機関をはじめ、保護司、更生保護女性会、BBS会（Big Brothers and Sisters Movement）などの民間ボランティア、雇用の受け皿となる協力雇用主や更生保護施設等の民間協力者によって行われています。
- しかしながら、矯正施設（刑務所、少年刑務所、少年院など）の入所者や被疑者・被告人の中には、高齢又は障がいにより自立した生活を送ることが困難であるにもかかわらず、過去に必要とする福祉的支援を受けてきていない人が少なくなく、また、親族等の受入先を確保できないまま再び地域に戻る者も数多く存在しています。
- そのため、高齢者などの中には地域に戻ってきても生活困窮や孤立によって再犯につながっている状況もあり、再犯防止に向けた取組が必要となっています。
- このようなことを踏まえ、県では、平成22（2010）年7月に鳥取県地域生活定着支援センターを設置し、高齢又は障がいのため福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者について、退所後直ちに福祉サービス等（障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など）につなげるための準備を、保護観察所と協働して進めてきました。
- 近年の刑法犯検挙人員は、平成16（2004）年を境に減少を続け、令和元（2019）年の初犯者数（98,640人）は、ピーク時の昭和59（1984）年の初犯者数（307,388人）から67.9%減少しているものの、令和元（2019）年の再犯者数（93,967人）は、ピーク時の平成18（2006）年の再犯者数（149,164人）から37.0%の減少に止まっています。
- そのような中、国においては、犯罪をした者などの円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることから、平成28（2016）年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が公布・施行され、誰一人取り残さない社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間が連携協力し、再犯防止推進施策の総合的な推進を図ることとされました。

○これを受け、県では、全国に先駆けて平成30（2018）年4月に「鳥取県再犯防止推進計画」を策定し、罪を犯した者を孤立・排除するのではなく、地域全体で包み込み、共に支え合って生活できる社会づくりを展開していくため、再犯防止施策の充実・強化を推進していくこととしています。

○平成30（2018）年6月から令和3（2021）年3月まで国のモデル事業により鳥取県社会生活自立支援センターを設置し、被疑者・被告人等のうち高齢又は障がいにより福祉的な支援が必要な人に適切なサービスを提供できるよう関係機関へのつなぎを実施しました。モデル事業終了後は、4月から地域生活定着支援センターにおいて、矯正施設退所者だけでなく、被疑者・被告人等の支援についても実施していますが、支援を行うに当たっては自治体間、福祉関係機関との連携や地域住民の理解が必要となっています。

○鳥取県人権意識調査（令和2年5月）では「近所に刑を終えて出所した人がいたとき、地域の仲間として迎えることができる」という設問に関して、「できる」「どちらかといえばできる」と回答した人は全体の3割に留まっており、矯正施設入所者の抱える問題や社会的背景、現状の実態について理解を広め、社会の偏見や固定的観念を排除することが必要となっています。

## 【施策の基本的方向】

### （1）教育・啓発の推進

学校教育では、刑を終えて出所した人にかかわる児童生徒等の実態を踏まえ、その経験や思いを十分に受け止めながら必要な支援を行うとともに、差別のない真に人権が尊重される社会の実現につながる学びを重視した教育の推進に努めます。

社会教育では、刑を終えて出所した人が社会の一員として円滑な生活を営むため、地域社会にある偏見や差別意識の解消に向けた取組等を通じて、全ての人が社会で役割を持ち意味ある存在として生活していることを認識する学びを重視した教育の取組の充実を努めます。

刑を終えて出所した人等が社会の一員として円滑な生活を営むためには、刑を終えて出所した人等に対する偏見や差別意識が解消されることが必要です。

法務省では、地域住民の理解と参加を得て毎年7月に社会を明るくする運動等の啓発活動を実施していますが、本県においても、この偏見や差別意識を解消するため、同省と連携して意識啓発を推進します。

### （2）相談・支援の充実

再犯防止など更生保護の充実発展のため、啓発や研究等、被保護者への教育・環境調整・医療費支給・食事給付などを行う更生保護団体を支援します。

刑務所等の矯正施設退所予定者及び退所者並びに被疑者・被告人等のうち福祉的な支援を必要とする者（障がいのある人、高齢者）については、入所中又は刑事司法手続き中から矯正施設、保護観察所、市町村や福祉関係団体及び事業者等の各関係機関が連携し、専門的な支援を行う地域生活定着支援センターにおいて、本人やその家族等からの相談を踏まえ、退所又は釈放後直ちに必要な各種福祉サービスにつなげ、円滑に社会復帰できるよう、必要な支援を行います。

引き続き再犯防止など更生保護の充実発展に向けた取組について、国や関係機関と連携し必要な支援をしていきます。



## 9 犯罪被害者等の人権

### 【人権施策基本方針における目指す姿】

犯罪被害者とその家族等が被害の回復等に向けて、適切な支援を受けられる社会の実現

### 【当該分野の人権施策が寄与すると考えられるSDGsの目標（ゴール）】



### 【現状と課題】

- 殺人、強盗、窃盗等の刑法犯認知件数は、令和2（2020）年は1,814件と17年連続で減少（平成15年9,302件、△7,488件）し、交通事故の発生件数も令和2（2020）年は628件と16年連続で減少（平成16年3,048件、△2,420件）と、件数は減少傾向にあるものの、依然として県民が被害に遭う事件、事故は多く発生しています。
- こうした事件・事故は、誰もが突然巻き込まれる可能性があるにもかかわらず、これまで、犯罪被害者等に対する社会の理解は十分とは言えず、犯罪被害者等は犯罪等による身体的、精神的、経済的な直接被害だけでなく、捜査・裁判の過程での精神的・時間的負担、周囲の人々の噂や中傷、見ず知らずの人からのSNSの書き込み、さらにプライバシーや私生活の侵害など、被害後に生じる副次的な被害（二次的被害）にも苦しめられることがあります。
- とっとり被害者支援センターが平成20（2008）年6月に設立されてから13年経過しましたが、最近の相談件数をみると、平成29（2017）年は131件、平成30（2018）年は104件、令和元（2019）年は100件、令和2（2020）年は82件ですが、全体としては減少傾向にあり、その存在が広く県民に浸透していないように思われます。
- 犯罪被害者等支援には、社会全体で認識を共有し、社会的に支援を受けられる環境整備が重要であり、このためには犯罪被害者等支援の気運の醸成が不可欠であることから、広く県民に対し、地域における犯罪被害者等支援への理解をさらに深めるために、広報、啓発などを継続していくことが必要です。
- さらに、とっとり被害者支援センターは、犯罪被害者等を民間の視点で物心にわたり支える重要な役割を担っており、センターの認知度を高めるとともに、相談体制や支援内容を充実させるなど、より犯罪被害者等に寄り添った支援を提供できるよう、センターの組織・財政基盤の強化を図るとともに、関係機関・団体と連携した支援体制を整備することが必要です。

### 【施策の基本的方向】

#### （1）教育・啓発の推進

学校教育では犯罪被害者等にかかわる児童生徒等の実態を踏まえ、その経験や思いを十分に受け止めながら必要な支援を行うとともに、犯罪被害者等の心情や実情を学ぶことのできる機

会の充実を図る等、差別のない真に人権が尊重される社会の実現につながる学びを重視した教育の推進に努めます。

社会教育では、社会全体で犯罪被害者等を支援していくという県民意識を醸成する取組を通じて、差別のない真に人権が尊重される社会の実現につながる学びを重視した教育の取組の充実に努めます。

社会全体で犯罪被害者等を支援していくという県民意識の醸成のため、各種広報媒体を活用した啓発、犯罪被害者週間（毎年11月25日から12月1日まで）を中心とした県警察、とっとり被害者支援センターとの連携による街頭での広報活動、犯罪被害者等を講師に招いての「命の大切さを学ぶ教室」をはじめとする各種講演会等の開催により、犯罪被害者等の置かれた現状及び社会的支援の必要性への理解を促すとともに、犯罪被害者等に対する支援を行う同センターの認知度アップを目指し、その支援活動や市民の犯罪被害者等への理解・支援が犯罪被害者等の平穏な生活の復帰につながることを広く県民に周知します。

県が県内高等教育機関と連携して実施する公開講座の中で、犯罪被害者等支援に関する講義を実施するなど、犯罪被害者等の実情や支援の必要性等について広く県民の理解の促進に努めます。

## （２）相談・支援の充実

県では、総合的対応窓口として、相談に来られた犯罪被害者等の話を傾聴し、犯罪被害者等の実情に応じた情報提供、適切な相談機関や支援施設への斡旋を行います。

県警察では、県民から寄せられる相談に円滑に対応することができるよう、警察本部に警察総合相談の窓口、各警察署に警察安全相談の窓口を設置し、相談業務に専任の警察職員等を配置しており、引き続き事件・事故等の相談対応の充実を図ります。

また、犯罪被害者等は、犯罪によって直接、身体的、精神的、経済的な被害を受けるだけでなく、刑事手続の過程においても大きな負担を負うこともあります。

このため、病院等への付き添いや犯罪被害者等周辺のパトロール強化をはじめ、精神科医や臨床心理士によるカウンセリング、医療費等の公費による負担、捜査状況や手続に関する情報提供などにより、犯罪被害者等を支援していきます。

とっとり被害者支援センターでは、引き続き様々な内容の相談にボランティア支援員が電話・面接による対応、また、警察・病院・公判等への付き添いなど被害者に寄り添った直接的な支援も行っています。

県、県警察では、このボランティア支援員の養成にあたり、相談に必要な専門的な知識・技能を身につけるための研修等の支援を行います。

## 10. 性的マイノリティの人権

### 【人権施策基本方針における目指す姿】

性的マイノリティの人々が自尊感情を持って自己決定、自己選択できる社会の実現

### 【当該分野の人権施策が寄与すると考えられるSDGsの目標（ゴール）】



### 【現状と課題】

○性的マイノリティ（性的少数者：セクシャルマイノリティ）を表す言葉の一つに、LGBTという言葉で表すことがあり、恋愛対象が誰になるかという性的指向（sexual orientation セクシュアル・オリエンテーション）と自分の性別をどのように認識するかという性自認（gender identity ジェンダー・アイデンティティ）に分かれています。

#### LGBT

L：レズビアン（Lesbian）：女性同性愛者

G：ゲイ（Gay）：男性同性愛者

B：バイセクシュアル（Bisexual）：両性愛者

T：トランスジェンダー（Transgender）：生まれたときの「体の性別」と自覚する「心の性別」が一致しない人

性的指向（sexual orientation）

性自認（gender identity）

※LGBT以外にも多様な性のあり方が存在していると言われています。

#### SOGI

「性的指向（Sexual Orientation）」と「性自認（Gender Identity）」のアルファベットの先頭の文字を取ってSOGIと表現することがあります。LGBTという言葉は、性的マイノリティの人たちを一つのカテゴリーとして括ことであり、その人たちが特別な存在として印象付けてしまう可能性があります。これに対してSOGIとは、すべての人が持っている、それぞれの性的指向あるいは性自認を意味します。

○大手広告代理店の研究機関が平成30（2018）年に約6万人を対象に実施した調査によると成人の8.9%が性的マイノリティであると推計されています。これは学校に置き換えてみれば、一つのクラス（40人学級）のうち2～3人は当事者であるという計算になります。

○性的指向や性自認は多くの場合、思春期に認識すると言われていますが、学校生活や社会生活で困難に直面する場面では、社会の多数派（マジョリティ）とは異なる者として、今もなお無理解や誤解による偏見や差別が存在しています。

○平成24（2012）年に閣議決定された「自殺総合対策大綱」では、自殺の恐れが高い層として「性的マイノリティ」が言及され、平成29（2017）年の「自殺総合対策大綱」には、重

点施策として、「自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、理解促進の取組を推進する」等が挙げられています。

○性的マイノリティであるがゆえの生きづらさが自殺リスクの要因になっているため、学校においては、性的マイノリティの子どもへの支援、性の多様性を尊重する教育、保護者への多様な性の在り方に関する情報提供が必要です。また、企業や地域社会においては、正しい知識を啓発し偏見や誤解を解消するためのジェンダーやセクシュアリティの視点に立った人権研修等の取組が必要です。

○平成29（2017）年に「いじめ防止対策推進法」に基づく「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学省）が改訂され、いじめが生まれる背景と指導上の注意の中で、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。」と明記されました。

本県では、教職員の理解促進を図るため、学校等において研修等が行われており、今後も引き続き、教職員に対し様々な研修を実施し、機会を捉えて必要な対応などについて、周知していく必要があります。

○鳥取県人権意識調査（令和2年5月）では、身近な人から性的マイノリティであると告白（カミングアウト）を受けたとき、共感したり支援する意思を伝えることができるかについては、「できる」「どちらかといえばできる」と回答した者の割合は53.3%、「できない」「どちらかといえばできない」と回答した者の割合は16.2%となっており、性的マイノリティに関する理解が進みつつあります。

○国内において平成27（2015）年4月、渋谷区が同性カップルを「結婚に相当する関係」と認める「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例（同性パートナーシップ条例）」が制定され、令和3（2021）年4月には100を超える自治体で導入されており、県内の自治体でも、制度の導入に向けた動きが見られます。

○平成31（2019）年に世界保健機関（WHO）の総会で、医療機関での診断や治療を必要とするけがや病気などの国際的なリスト「国際疾病分類」を改訂することで合意し、「性同一性障害」について、これまでの「精神障害」の分類から除外し、その名称は「性別不合」に変更されました。（2022年から実行）

○令和元（2019）年の「労働施策総合推進法」の改正により、職場におけるパワーハラスメント（パワハラ）防止のための雇用管理上の措置が事業主に義務付けられ、職場におけるパワハラに該当する例として、相手の性的指向・性自認に関する言動や性的指向・性自認に関する望まぬ暴露であるいわゆる「アウトティング（※）」の禁止が規定されました。

※本人の了解を得ずに、他の人に公にしていけない性的指向や性同一性等の秘密を暴露する行動のこと。

○LGBTの方々の生きづらさを解消し、アウトティング対策など、正しい理解促進に向けた取組を進める必要があります。

○なお、令和3（2021）年5月、LGBT等性的少数者をめぐる「理解増進法案」については、国会への提出が断念されました。

○鳥取県の取組として同性パートナーについても、県立病院の入院患者のご家族と同様に、家族面

会や医療同意を認め、県営住宅においても当人の合意契約に関する公正証書等の確認により、入居を認めることとしています。県職員については結婚休暇、介護休暇といった休暇制度、扶養手当などの手当、職員宿舎の利用などの福利厚生において事実婚と同様に制度を運用しており、このような取組を広く周知していく必要があります。

- また、性的マイノリティの方への無理解や誤解による差別、偏見のための生きづらさなどを解決する方策が求められている中、市町村をはじめとする様々な関係機関と連携・協力した当事者支援に関するネットワーク化、相談を受ける相談員の人材育成、市町村、支援者等と連携・協力し、性的マイノリティの方はもちろん、その家族や友人といった様々な人が気軽に利用できるコミュニティスペースづくりを行う必要があります。
- 性的マイノリティの方やその家族、友人等は、行政のどこに相談すればよいのか、相談しても受け入れてもらえるのかなど、様々な不安を抱えています。こうした不安を払拭するために、気軽に相談できるよう、相談窓口の周知や相談体制の充実を図る必要があります。

## 【施策の基本的方向】

### （１）教育・啓発の推進

学校教育では、多様な性の在り方についての理解や認識を深めるため、児童生徒の発達段階に即して、性の多様性を尊重する教育の充実を図るとともに、誰もが自分の性の在り方を尊重され、自己実現を図っていくことができるための支援体制の充実に努めます。

社会教育では、嫌がらせや侮辱的な言動、雇用における障壁など、具体的な問題を通して、様々なある偏見や差別が自分たちの生活にどのように影響しているのかを考えることを大切に教育の取組の充実に努めます。

また、採用等における差別が行われないよう、企業等で性的マイノリティの人権に対する理解を深めるための啓発を推進します。

さらに、各種書類の性別欄など性的マイノリティへの配慮を必要とするものについても県民の理解を深めるための啓発に努めます。

### （２）相談支援体制の充実

心身の健康、医療、雇用など日常生活における様々な問題について「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」などの相談体制により、性的マイノリティの方が悩みを相談できるよう県、市町村、関係機関と連携した支援相談員の人材育成等を行うことにより、相談支援体制の充実を図り、生きづらさ、孤立などの解決に向けた、臨床心理、精神療法など医療、福祉、就労、教育、法律などの相談窓口の充実を図ります。

### （３）諸課題についての対応

県における同性パートナーの方が等しく行政サービスを受けていただく取組について、市町村等に周知します。

また、市町村、支援者等と連携・協力し、性的マイノリティの方はもちろん、その家族や友人といった様々な人が気軽に利用できるコミュニティスペースの設置及び運営について、積極的な支援を行います。さらに、アウティングの防止や、性別に関わりなく誰もが安心して暮らすことのできる環境整備に関するセミナー、講演会等、性の多様性を認め合う社会の実現に向けた取組を推進します。

なお、性の多様性についての議論は、国において検討が進められていくものであることから、

今後の国の動向を注視しながら、性別や性的指向、性自認を理由とした差別の解消に向けて様々な取組を行います。

## 1.1 生活困難者の人権

### 【人権施策基本方針における目指す姿】

経済的な生活困難に直面している人々が、健康で文化的な生活を営める社会の実現

### 【当該分野の人権施策が寄与すると考えられるSDGsの目標（ゴール）】



### 【現状と課題】

○令和元年（2019）年国民生活基礎調査によると、年間所得が200万円未満の世帯の割合は19.0%であり、平成30（2018）年の相対的貧困率（所得の中央値の半分に満たない世帯員の割合）は15.4%と国民の約6.5人に1人が貧困状態であることが示されています。令和2年度版厚生労働白書によると、経済的な状況に関する生活意識の推移として、平成4（1992）年以降「大変苦しい」「やや苦しい」が増加し始め、2000年代に入ってこれらの合計が5割を超えるようになり、2010年代前半には約6割まで増加したが、2010年代後半ではこれらが減少し、「普通」が増加するという変化が見られています。

○貧困の原因としては、「高齢化」、「単身世帯の増加」、「賃金格差」、「社会的孤立」等が考えられます。

賃金格差については、その要因に経済のグローバル化、経済・産業構造の変化や労働者の働き方に関する価値観の多様化、労働者派遣制度の制定・対象業務の拡大、短期の雇用期間を定めて職員を雇う雇用形態（非正規雇用）が増加したことなどが挙げられ、昨今では、派遣や非正規といった不安定な雇用形態と低賃金に苦しむ、いわゆるワーキングプア（※）と呼ばれる人々が急増し、社会的に大きな問題となっています。

※正規雇用者（正社員）と同じようにフルタイムで働いても貧困から抜け出せない就業者のことをいう。

○このような不安定な雇用と低賃金により、最低限度の生活を営むための収入を得ることができないだけでなく、住居を失う等により生活が困窮する状況が生じており、雇用の維持・安定等を図って再就職を促進する支援と、住宅の確保など生活の安定のための支援を両面から一体として行っていく必要があります。

○平成20（2008）年10月頃の世界金融危機以降急増した生活保護受給者、被生活保護世帯は、近年は横ばいで推移しながら微増の傾向を示しています。本県も、同様の傾向を示しています。近年、景気回復等の影響により、稼働年齢層と考えられる被生活保護世帯は、減少傾向となっていますが、就労支援対策は重要な問題であることから、生活保護受給者にかかる就労支援専門員が県内全ての福祉事務所（19箇所）に設置されており、丁寧に就労支援を行っています。

○こうした中、平成27（2015）年4月の「生活困窮者自立支援法」の施行により、福祉事務

所を設置する自治体ごとに生活困窮者の相談窓口が開設され、生活保護を受給する前段で、生活困窮者の抱えるさまざまな問題解決を支援することが可能になりました。

○本県におけるホームレス数は、令和元（2019）年度の全国調査では0人、令和2（2020）年の全国調査では1人でした。（参考：平成15（2003）年の全国調査では13人）ホームレスに対する偏見や差別意識を解消するための啓発広報活動や、通行人等からの嫌がらせ等の事案を認知した場合は、関係機関と連携して適切に解決を図ることが必要です。

○令和2（2020）年に入ってから新型コロナウイルス感染症が拡大し、社会・経済活動の停滞により雇用や家計への影響が長期化する中で、日常生活の維持が困難な方が増加傾向にあります。そのため、生活困窮世帯等を対象に、生活福祉資金の特例貸付や住居確保給付金等の支援をこれまででない規模で実施しています。

○また、人口減少や世帯規模の縮小に伴い、従来の家族や地縁を中心としたつながり・支え合いが希薄化していること等を背景として、困ったことがあっても周囲に支援や手助けを求めることができない等、「社会的孤立」が課題となっています。

○一方で、支え手と受け手といった枠を超え、地域住民がそれぞれ役割を持ち、支え合いながら暮らしていくという「地域共生社会」の理念の下、対象者ごとに縦割りとなっている制度の壁を超え、誰も孤立させないことを目的とする取組も拡がりつつあり、それぞれの地域の状況に応じたつながり・支え合いのための地域づくりが重要となっています。

## 【施策の基本的方向】

### （1）教育・啓発の推進

学校教育では、経済的な生活困難にかかわる児童生徒等の実態を踏まえ、その経験や思いを十分に受けとめながら必要な支援を行うとともに、これからの福祉社会のめざすべき方向等、経済に関する課題について自ら考えようとする態度を育てる教育の推進に努めます。

社会教育では、身近で具体的な事例を取り上げながら雇用施策・福祉施策の在り方について考えるなど、社会的課題の解決につながる学びを重視した教育の充実に努めます。

ホームレスに対しては、偏見や差別が散見されるため、これらを解消し、正しい理解を促進するために、法務省において、平成16（2004）年からホームレスに対する偏見の解消を人権週間の強調事項とするなど啓発を実施していますが、本県においてもこれに協調して意識啓発を推進します。

### （2）生活困難者への自立支援

最低限の生活を保障するセーフティネットである生活保護制度及び経済的に困窮する者を支援する第二のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度に係る県内市町村に設置された相談窓口の円滑な運用が図られるように支援します。また、生活困窮者の身体的・精神的状況及び日常生活管理能力、社会適応能力など有する能力を把握した上で自立阻害要因を分析し、それに応じた支援を行います。それぞれの能力や状況に応じて経済的な自立だけでなく、日常生活や社会生活における自立についても支援していきます。



### **(3) 生活困難者への就労支援**

離職や就職困難な状態に陥ることなどにより生活困窮に直面した人については、早期就労に結びつくよう県及び市町村に設置した就労支援員による個別の相談対応、職場体験講習等の実施、職業訓練の斡旋などの支援を行います。

特に、就労が可能で、就労意欲のある人々に対しては、国の機関や民間企業等と連携して、就労に向けた重点的な支援を推進します。

### **(4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた生活困難者への支援**

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることを踏まえ、生活困難者が早期に生活再建できるよう、自立相談支援や就労支援等について、県、市町村、社会福祉協議会等の関係機関が連携し、一人ひとりの状況に応じてきめ細かく対応していきます。

### **(5) 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制整備の推進**

令和3（2021）年4月に施行された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」において、市町村における既存の相談支援等の取組みを活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援を行うため、相談支援、参加支援、地域づくり支援の3つの支援を一体的に行う新たな事業（重層的支援体制整備事業）が創設されました。

県においても、研修会の開催、包括的支援体制整備推進員、推進チームの配置による助言等を通じて市町村の包括的な支援体制整備を支援していきます。

## 1.2 様々な人権

### 【人権施策基本方針における目指す姿】

多様性を認め合い、差別や偏見のない社会の実現

### 【当該分野の人権施策が寄与すると考えられるSDGsの目標（ゴール）】



これまでにあげた分野別の人権問題のほかにも、鳥取県には北朝鮮当局により拉致された政府認定拉致被害者の松本京子さんを始め、拉致された疑いのある人々がおり、拉致問題の早期解決に向けた様々な啓発活動を行っています。また、未曾有の災害となった東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故をはじめ、近年多発する自然災害の発生により被災された人の避難先での生活に対するさまざまな配慮が求められています。また、生きづらさからひきこもりの状態になった人は、現在100万人を超え年々と年齢が高くなってきていることから、最近では「8050問題」として、80代の親が50代の子どもを養うなど、社会から孤立して困窮しているケースが増えてきています。私たちの周りには様々な人権問題が起きています。ここに挙げた個別の課題のほかにも様々な人権問題が存在しています。多様性を認め合い、偏見や差別をなくしていくことが大切です。

### （1）北朝鮮当局によって拉致された被害者等

#### 【現状と課題】

- 1970年代から1980年代にかけて、日本人が不自然な形で姿を消した事件の多くには、北朝鮮当局による拉致の疑いがもたれています。北朝鮮当局に拉致された可能性が排除できないとして、全国の都道府県警が捜査している失踪者は、令和3年（2021）6月現在で873人に上ります。
- 平成14（2002）年9月の日朝首脳会談において、北朝鮮当局が拉致を初めて認め、政府認定拉致被害者17名のうち5名とその御家族の帰国が実現しましたが、その他の拉致被害者については安否に関する説明もないなど、北朝鮮側の対応は極めて不誠実で、5人を帰国させたことで拉致問題は解決済みとの回答を続けるのみで、長い間、拉致問題の解決に向けた具体的な行動はとられていません。
- 平成26（2014）年5月に日本と北朝鮮によるストックホルム合意がなされ、北朝鮮は特別調査委員会を設置し、拉致被害者等の再調査を開始しました。日本政府は北朝鮮に対する制裁措置の一部を解除しましたが、平成28（2016）年2月、北朝鮮による核実験・ミサイル発射を受け、解除した制裁を復活させるなど制裁強化を発表したところ、北朝鮮の特別委員会は再調査の中止を表明しました。日本政府は、ストックホルム合意を破棄する考えはないとし、全ての拉致被害者の早期解決を強く要求しています。

○平成30（2018）年2月の平昌五輪を契機に、北朝鮮は融和路線に転換し、同年4月の南北首脳会談を皮切りに、同年6月に史上初の米朝首脳会談が行われました。その後、平成31年（2019）年2月に2度目の会談が行われ、2度に渡って前トランプ米大統領は日本人拉致問題について提起されたと言われてはいますが、進展は見られませんでした。

○平成31（2019）年5月の国民大集会において、安倍元総理は、拉致問題は自国の問題として、自身が無条件で北朝鮮に直接向き合う意思を表明しており、岸田総理も就任後の記者会見において、条件を付けず金正恩委員長と直接向き合う覚悟を表明しました。

### 【取組】

○拉致問題の解決に向けた県内の機運を高めるため、県では「拉致問題の早期解決を願う国民のつどい」、出前説明会、パネル展示などを行っています。

○国に対して拉致問題被害者の早期帰国の実現を適宜要望しています。

## （2）災害被害者等の人権

### 【現状と課題】

○近年、大規模な豪雨や台風などの自然災害が多発する中、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の配慮を要する者について、その状況を把握し、それぞれの様態に応じた対応が必要となります。特に、避難時や避難所において年齢、性別、性自認、家族構成、病気、言葉の障がいなど様々な課題に配慮した取組が必要となっています。

○平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災、またそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故により、多くの住民が避難生活を余儀なくされる中で、避難者に対する放射線被ばくについての風評による人権問題なども発生しています。県内にも多くのかたが避難してこられており、令和3年4月26日現在、県内で27世帯、64人のかたが避難生活をされています。

○令和3年5月の災害対策基本法の改正で、高齢者を含む避難行動要支援者に対して避難先や避難支援者をあらかじめ定めておく「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務となったところであり、県では市町村と連携し、個別避難計画の作成を推進しています。

### 【取組】

○県では、引き続き東日本大震災により避難されてきた人に対し、民間支援団体の「とっとり震災支援連絡協議会」と連携して、各種相談や住まいの支援、生活の支援、雇用の支援、教育の支援など、きめ細かな支援を行っていきます。

○要配慮者（※）の避難支援について、市町村等と連携し、支え愛マップづくりの推進により災害時の助け合いや多様な主体が協働して取り組む支え愛活動を推進します。また、避難所においては、要配慮者の態様に応じ、避難所運営マニュアルに沿った訓練や避難所の生活環境の整備を支援します。さらに、感染症流行下の避難所の感染症対策の充実を図ります。

※高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。

- 男女共同参画の視点を取り入れ、性別によるニーズの違いなどに配慮した防災・復興体制の確立及び地域防災力の向上に向けて、防災分野への女性の参画を促進します。

### **(3) アイヌの人々**

#### **【現状と課題】**

- アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学（ユーカラ）など、独自の豊かな文化を持っていますが、明治政府のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつあります。
- 平成19（2007）年、国際連合では「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択され、また、その翌年平成20（2008）年には、衆参両院の本会議において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が行われるなど、国内外において、先住民族への配慮を求める要請が高まっています。
- このような状況を背景に、平成31（2019）年2月には、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が閣議決定され、アイヌであることを理由とした差別の禁止について規定されました。また、同法に基づき同年9月には「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針」が策定され、政府においては、アイヌに対する差別の解消に資する施策を推進するため、アイヌの歴史や文化について教育活動の推進や、民族共生象徴空間での生活や文化の体験など、その魅力に対する理解を深めるための取組などが定められました。

#### **【取組】**

- 本県でも国と連携し、アイヌの人々に対する理解と認識を深めるとともに、偏見や差別の解消をめざして啓発活動を進めています。

### **(4) ひきこもりの状態にある人の人権**

#### **【現状と課題】**

- 近年、ひきこもりに係る相談件数や、職場体験事業参加者は増加傾向にあります。平成22（2010）年7月の内閣府における「ひきこもりに関する実態調査」によると、全国のひきこもり状態（※）にある人は、23～26万人と推計されています。

※様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形で外出をしてもよい）を指す現象（ひきこもり新ガイドラインより：厚生労働省）

- 平成30（2018）年7月1日時点の状況について、県内在住の概ね15歳以上59歳以下の方で、ひきこもり状態にある方の実態を把握するために、各市町村担当課を通して実態調査を実施しました。
- ひきこもり状態は、いろいろな要因が複合的に絡み合っているとされ、その原因は百人百様と言えます。様々な人たちがひきこもり状態になっており、不登校と同様、誰にでも起こりうるこ

とだと言えます。ひきこもり状態の人への支援及びひきこもりについての理解を深めるため普及啓発をより進めていくことが必要です。

### 【取組】

- 県では平成14（2002）年度より、相談、職場体験事業などを行うひきこもり者社会参加事業を実施しており、平成21（2009）年度よりこれらの事業をNPO法人鳥取青少年ピアサポートに委託して「とっとりひきこもり生活支援センター」を設置し、実施しています。
  
- また、県と厚生労働省が委託実施により、平成20（2008）年度には鳥取市に「とっとり若者サポートステーション」を、平成25（2013）年度には米子市に「よなご若者サポートステーション」を設置し、働くことに悩みを抱えている若年者が社会や職場に参加できるよう、出前相談、キャリア相談、心理的問題に係る相談、ボランティア体験、グループ活動等を通じて就労のための自立支援を行っています。

## 第8章 人権施策の推進体制

### 1 県の推進体制

人権施策の推進にあたっては、「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」に基づく「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」をはじめとする各種の相談窓口を通じ、インターネット等による誹謗中傷や職場のハラスメントなどの様々な人権に関する相談に対応していきます。また、子どものいじめに対しては、「いじめ問題検証委員会」による調査を行うほか、障がい者差別、高齢者虐待、DVなどの事案に対しても、それぞれの関係機関等が連携して支援や再発防止に努めます。

県では、人権局が核となって総合的に施策を推進するとともに、具体的な施策の推進にあたっては、県内に暮らすすべての者の意見を反映させるため、「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」に基づき設置した「鳥取県人権尊重の社会づくり協議会」等の意見を踏まえることとしています。

また、庁内においては、副知事を会長とし、各部局長で構成する「人権尊重の社会づくり委員会」を設置し、関係部局の横断的な連携のもとに、県行政の各施策を人権の視点から総合的に推進していきます。

「お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会の実現」を目指して、毎年人権尊重の視点に立った行政が実施されているか、人権に関する施策の成果と課題の取りまとめを行い「人権尊重の社会づくり協議会」において報告します。また、鳥取県人権意識調査やひとり親家庭等実態調査、職場環境等実態調査などの調査を行い、少数意見にも十分に配慮し、住民本位の施策に反映していきます。

### 2 鳥取県人権文化センター等との連携・協働

(公社)鳥取県人権文化センター(平成9(1997)年11月設立)は、人権文化創造のため、民間団体としての特質を活かしながら、地域における人権啓発等の取組を支援する中核機関として、様々な啓発手法やアプローチを研究し、その成果を提供しています。

また、「鳥取県立人権ひろば21(ふらっと)」(平成14(2002)年4月設置)は、全ての県民の方が、生涯を通じて人権について学習し、人権尊重の理念に対する理解を深めるための機会を提供するなど、人権啓発活動において重要な役割を担っています。

これらの施設が市町村、関係機関、NPO等民間団体、企業等との円滑かつ効果的なネットワークを構築するため、協働・連携体制を強化し、組織の機能強化や人権に係る専門知識を有する人材の育成、インターネットやマスメディアなど多様な媒体を活用した情報収集など、様々な啓発や研究の取組が充実するよう、県としても支援を行います。

### 3 国、市町村、関係団体、NPO等民間団体、企業等との連携・協働

人権施策の推進にあたっては、国、県、市町村がそれぞれの立場から様々な取組を行っており、人権尊重の社会づくりを推進するためには、相互の連携のもと、協力体制を継続・強化していくことが必要です。

法務局や人権擁護委員などの国の機関や、弁護士会などの人権に係る機関には「人権尊重社会づくり相談ネットワーク」に参画いただいております。これらの機関との連携・協力を一層強化し人権問題の解決や効果的な人権啓発活動を進めていきます。

また、市町村は住民にとって最も身近な行政機関であり、地域に密着したきめ細やかな施策は大きな成果が期待されていることから、相互に連携・協力を努めるとともに、様々な人権教育・啓発に係る情報提供や指導者の育成など積極的に支援します。

さらに、近年では価値観の多様化や地域社会を取り巻く環境の変化に伴い、ボランティア活動やNPOに参加する人が増加し、地域づくりにおいて大きな役割を果たしていることから、NPOや各種団体、企業など地域で活動する多様な組織との協働は不可欠です。

特に、国内外でSDGsや「ビジネスと人権」等の動きが加速する中で、県内企業の活動を促進していくことが求められており、市町村や商工団体等との一層の連携を図っていくことが必要です。

全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会づくりのためには、県民一人ひとりがその担い手として人権意識の高揚に努めるとともに、互いの人権を尊重し、社会のあらゆる分野において主体的に行動することが求められています。

よって県民一人ひとりが生涯を通じて人権について学び、学んだことが活かせるようにするために、学校、家庭、地域社会、職場などにおいて、人権教育・啓発活動の機会を設けていくとともに、県民の自発的な取組を支援していきます。

# 世界人権宣言

1948年12月10日  
第3回国連総会採択

## 前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

## 第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

## 第2条

すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

## 第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

## 第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

## 第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることは



ない。

#### 第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

#### 第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

#### 第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

#### 第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

#### 第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

#### 第11条

犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

#### 第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

#### 第13条

1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

#### 第14条

1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

#### 第15条

1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

## 第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

## 第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

## 第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

## 第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

## 第20条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

## 第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

## 第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

## 第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

#### 第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

#### 第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であるか否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

#### 第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

#### 第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

#### 第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

#### 第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

#### 第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

# 日本国憲法（抄）

昭和21年11月3日公布

昭和22年5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは平和を維持し専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国との対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

## 第3章国民の権利及び義務

### 第10条

日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

### 第11条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

### 第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

### 第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

### 第14条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを

有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

#### 第15条

- 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。
- 2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
  - 3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
  - 4 すべての選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

#### 第16条

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

#### 第17条

何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

#### 第18条

何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

#### 第19条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

#### 第20条

- 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
  - 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

#### 第21条

- 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

#### 第22条

- 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

#### 第23条

学問の自由は、これを保障する。

#### 第24条

- 婚姻は、両性の合意にのみ基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事

項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

#### 第25条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

#### 第26条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

#### 第27条

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

#### 第28条

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

#### 第29条

財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

#### 第30条

国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

#### 第31条

何人も、法律の定める手続きによらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

#### 第32条

何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

#### 第33条

何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

#### 第34条

何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示さなければならない。

### 第35条

何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

### 第36条

公務員による拷問及び残酷な刑罰は、絶対にこれを禁止する。

### 第37条

すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

### 第38条

何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

### 第39条

何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

### 第40条

何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

## 第10章最高法規

### 第97条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことの出来ない永久の権利として信託されたものである。

# 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 11 月 29 日制定

平成 12 年 12 月 6 日施行

## (目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

## (基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

## (国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

## (基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

## (年次報告)

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

## (財政上の措置)

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。



附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

# 鳥取県人権尊重の社会づくり条例

平成8年7月9日  
鳥取県条例第15号

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であり、人間として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。これは、人類普遍の原理であり、自由と正義と平和の基礎であり、かつ、法の下での平等及び基本的人権の保障を定めた日本国憲法の精神にかなうものである。

この理念の下に、お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会が実現されなければならない。

ここに、我々鳥取県に暮らすすべての者は、豊かな自然に抱かれ、歴史と文化を育んできたふるさと鳥取の地で、共に力を合わせてこの使命を達成することを決意し、真に人権が尊重される社会とするため、この条例を制定する。

## (目的)

第1条 この条例は、人権尊重に関し、県、市町村及び県内に暮らす全ての者の果たすべき責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の病気、職業、被差別部落の出身であることその他の事由を理由とする差別その他の人権に関する問題（以下「人権問題」という。）への取組を推進し、差別のない真に人権が尊重される社会づくりを図ることを目的とする。

## (県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、人権尊重の社会づくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するとともに、県行政のあらゆる分野で人権に配慮し、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の醸成及び高揚を促進しなければならない。

2 県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町村及び関係団体と連携協力しなければならない。

3 県は、市町村が実施する人権施策について、必要な助言その他の支援を行うものとする。

## (市町村の責務)

第3条 市町村は、県が実施する人権施策に協力するとともに、自らの行政分野で人権尊重に配慮し、人権意識の醸成及び高揚に努めなければならない。

## (県内に暮らす全ての者の責務)

第4条 県内に暮らす全ての者は、相互に人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに、県が実施する人権施策に協力しなければならない。

## (県、市町村及び県内に暮らす全ての者の相互の協力等)

第5条 県、市町村及び県内に暮らす全ての者は、真に人権が尊重される社会を実現するため、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、相互に協力しながら、あらゆる差別の解消に取り組むものとする。

## (基本方針)

第6条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となるべき方針（以下「人権施策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 人権尊重の基本理念

(2) 人権教育及び人権啓発に関すること。

(3) 差別実態の解消に向けた施策に関すること。

(4) 相談支援体制に関すること。

(5) 人権施策の推進に資する調査に関すること。

(6) 第2号から前号までに掲げるもののほか、人権尊重の社会づくりのための重要な施策に関すること。

(7) 人権問題における分野ごとの施策に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項

(差別のない社会づくりの推進)

第7条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、第1条に掲げる事由を理由とする次に掲げる行為（インターネットを通じて行う行為を含む。以下この条において「差別行為」という。）をしてはならない。

- (1) 誹謗中傷、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える行為
- (2) いじめ又は虐待
- (3) プライバシーの侵害
- (4) 不当な差別的取扱い

2 県は、差別行為を防止するため、人権に関する正しい知識の普及による偏見の解消をはじめ、必要な人権教育及び人権啓発を積極的に行うものとする。

3 県は、差別行為を受けた者に対して、次条の規定による相談対応その他必要な支援を行うものとする。

4 県は、差別行為の防止のための施策を効果的に実施するため、差別行為の実態の把握並びに必要な情報の収集及び分析を行うものとする。

(人権に関する相談)

第8条 知事は、人権尊重の社会づくりを推進するため、人権相談窓口（県民の人権に関する各般の問題につき、相談に応じるとともに、相談をした者（以下「相談者」という。）への支援を行うための窓口をいう。以下同じ。）を設置する。

2 知事は、人権相談窓口において人権に関する相談を受けたときは、専門的知見を活用しながらその相談に応じるとともに、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 相談者への助言
- (2) 国、県、市町村等が設置する相談機関（人権に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う機関をいう。）その他の関係機関（以下単に「関係機関」という。）の紹介
- (3) 関係機関と連携した相談者の支援
- (4) その他相談者及び関係機関に対する必要な支援

3 知事は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、人権相談窓口の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(鳥取県人権尊重の社会づくり協議会)

第9条 人権施策基本方針その他人権施策に県内に暮らす全ての者の意見を反映させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、協議会の意見を聴くものとする。

3 協議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

第10条 協議会は、委員26人以内で組織する。

2 委員は、人権に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

2 略

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

とっとりけん おも でんわ そうだんまどぐち  
鳥取県の主な電話相談窓口

| 区分   | 相談機関   |   | 連絡先   |
|--|--|---|---|
| じんけんぜんぱん<br>人権全般                                       | けんちやうじんけんきよく<br>県庁人権局  | じんけんそうだんまどぐち<br>人権相談窓口                    | でんわ<br>電話：0857-26-7677  |
|  |  | どうわもんだい ぶらくさべつ そうだんまどぐち<br>同和問題・部落差別相談窓口  | メール:jinkensoudan@pref.tottori.lg.jp                           |
|  |  | しょう しゃさべつかいしょうそうだんしえん<br>障がい者差別解消相談支援センター |   |
|  |  | こどもいじめじんけんそうだんまどぐち<br>こどもいじめ人権相談窓口        | でんわ<br>電話：0857-29-2115<br>メール:ijime-soudan@pref.tottori.lg.jp |
|  | ちゆうぶそうごうじむ しよけんみんふくしきよくちゆうぶしんこうか<br>中部総合事務所県民福祉局中部振興課        |   | でんわ<br>電話：0858-23-3270  |
|  | せいぶそうごうじむ しよけんみんふくしきよくせいぶしんこうか<br>西部総合事務所県民福祉局西部振興課          |   | でんわ<br>電話：0859-31-9649  |
|  | こうしゃ とっとりけんじんけんぶんか<br>(公社)鳥取県人権文化センター                        |   | でんわ<br>電話：0857-21-1713  |
| だんじよきやうどうさんかく<br>男女共同参画                                | だんじよきやうどうさんかく さい<br>男女共同参画センターよりん彩                           |   | でんわ<br>電話：0858-23-3939  |
|  | とうぶそうだんしつ<br>東部相談室   |   | でんわ<br>電話：0857-26-7887  |
|  | せいぶそうだんしつ<br>西部相談室   |   | でんわ<br>電話：0859-33-3955  |
| DV   | ふくしそうだん<br>福祉相談センター  |   | でんわ<br>電話：0857-27-8630  |
|  | ちゆうぶそうごうじむ しよけんみんふくしきよくちいきふくしか<br>中部総合事務所県民福祉局地域福祉課          |   | でんわ<br>電話：0858-23-3147・3152                                   |
|  | せいぶそうごうじむ しよけんみんふくしきよくちいきふくしか<br>西部総合事務所県民福祉局地域福祉課           |   | でんわ<br>電話：0859-31-9304  |
| しょう しゃ<br>障がい者   | けんちやうしょう ふくしか<br>県庁障がい福祉課                                    |   | でんわ<br>電話：0857-26-7154  |
|  | ちゆうぶそうごうじむ しよけんみんふくしきよくきやうせいしやかいすいしんか<br>中部総合事務所県民福祉局共生社会推進課 |   | でんわ<br>電話：0858-23-3124  |
|  | せいぶそうごうじむ しよけんみんふくしきよくきやうせいしやかいすいしんか<br>西部総合事務所県民福祉局共生社会推進課  |   | でんわ<br>電話：0859-31-9309  |
| こどもいじめ<br>相談   | けんきやうい<br>県教委いじめ・  | いじめ110番                                   | でんわ<br>電話：0857-28-8718  |
|  | ふとうこうそうごうたいさく<br>不登校総合対策<br>センター                             | いじめ相談専用メール                                | メール:ijime@kyoiku-c.torikyo.ed.jp                              |
| じどうぎやくたい<br>児童虐待                                       | ふくしそうだん<br>福祉相談センター  |   | でんわ<br>電話：0857-23-6080  |
|  | くらよしじどうそうだんじよ<br>倉吉児童相談所                                     |   | でんわ<br>電話：0858-23-1141  |
|  | よなごじじどうそうだんじよ<br>米子児童相談所                                     |   | でんわ<br>電話：0859-33-1471  |
| ヤングケアラー  | ふくしそうだん<br>福祉相談センター  |   | でんわ<br>電話：0857-29-5460  |
|  | くらよしじじどうそうだんじよ<br>倉吉児童相談所                                    |   | でんわ<br>電話：0858-22-4152  |
|  | よなごじじどうそうだんじよ<br>米子児童相談所                                     |   | でんわ<br>電話：0859-33-2020  |
| こうれいしや<br>高齢者  | とうぶけんりやうごしえん<br>とっとり東部権利擁護支援センター                             |   | でんわ<br>電話：0857-30-5885  |
|  | ちゆうぶせいねんこうけんしえん<br>中部成年後見支援センター                              |   | でんわ<br>電話：0858-22-8900  |
|  | せいぶこうけん<br>西部後見サポートセンター                                      |   | でんわ<br>電話：0859-21-5092  |
| がいこくじん<br>外国人<br>Consultation service<br>咨询服务<br>상담 창구 | こうざい とっとりけんこくさいこうりゆうさいだん<br>(公財)鳥取県国際交流財団                    | ほんしよ<br>本所                                | でんわ<br>電話：0857-51-1165  |
|  | Tottori Prefectural International<br>Exchange Foundation     | くらよしむしよ<br>倉吉事務所                          | でんわ<br>電話：0858-23-5931  |
|  | 鸟取県国際交流財団<br>돗토리현국제교류재단                                      | よなごじむしよ<br>米子事務所                          | でんわ<br>電話：0859-34-5931  |
| はんざいひがいしやとう<br>犯罪被害者等                                  | けんちやう あんしんすいしんか<br>県庁くらしの安心推進課                               |   | でんわ<br>電話：0857-26-7183  |
|  | (こうしゃ) ひがいしやしえん<br>(公社)とっとり被害者支援センター                         |   | でんわ<br>電話：0120-43-0874  |
|  | とっとりけんけいさつほんぶ<br>鳥取県警察本部                                     |   | でんわ<br>電話：0857-27-9110  |
| けい お しゅつしよ<br>刑を終えて出所<br>した人                           | とっとりけんちいきせいかつていちゃくしえん<br>鳥取県地域生活定着支援センター                     |   | でんわ<br>電話：0857-22-6868  |



- 県民の皆様へ -

鳥取県は、令和3年4月に「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」を改正し、インターネット上での誹謗中傷をはじめ、あらゆる差別行為を禁止する規定を盛り込みました。

職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、誹謗中傷、いじめなどの差別行為（インターネットを通じた行為を含む）は絶対に行ってはなりません。

相互に協力し、人権が尊重される社会の実現をめざしましょう。

鳥取県人権施策基本方針 <第4次改訂版>  
令和4年2月4日

発行 鳥取県総務部人権局人権・同和対策課  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

電話 0857-26-7590

ファクシミリ 0857-26-8138

E-mail [jinken@pref.tottori.lg.jp](mailto:jinken@pref.tottori.lg.jp)

[とりネット 人権基本方針第4次改訂](#)

検索

